

平成31年度  
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金  
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

I. 工場・事業場単位  
公募要領

2019年5月

## 補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及びSIIが定める「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。  
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。  
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。(以下同じ)  
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。

## 目次

<b>1.事業概要</b>	
1.1 事業名称	9
1.2 事業目的	9
1.3 予算額	9
1.4 補助対象事業	9
1.5 申請単位	12
1.6 申請方法	12
1.7 補助対象事業者	13
1.8 補助対象経費	16
1.9 補助率及び補助金限度額	17
1.10 補助事業期間	18
1.11 その他	18
1.12 全体スケジュール	19
1.13 工場・事業場間一体省エネルギー事業	20
1.14 複数年度事業	20
<b>2.省エネルギー設備導入事業</b>	
2.1 補助対象設備	23
2.2 (a)一般事業における申請要件	25
2.3 (b)大規模事業における申請要件	26
2.4 (c)連携事業における申請要件	30
<b>3.(d)エネマネ事業</b>	
3.1 補助対象設備	35
3.2 対象となるエネマネ事業者	35
3.3 申請要件	35
3.4 EMSの構成と機能について	38
3.5 事業スキーム	40
<b>4.国庫債務負担行為分(年度またぎ事業)</b>	
4.1 事業名称	43
4.2 予算額	43
4.3 申請要件	43
4.4 全体スケジュール	45
<b>5.交付申請～交付決定</b>	
5.1 公募	47
5.2 交付申請	47
5.3 手続代行	48
5.4 提出書類一覧	49
5.5 書類提出先と締切日	53
5.6 交付決定前の変更等	54
5.7 審査	54
5.8 交付決定	60
5.9 公表	60
<b>6.事業の実施</b>	
6.1 補助事業の開始	63
6.2 交付決定後の計画変更等	63
6.3 中間報告	64
6.4 中間検査	64
6.5 実績報告及び補助金の確定	64
6.6 精算払請求書及び補助金の支払	65
6.7 取得財産等の管理	65
6.8 成果報告	65
6.9 交付決定の取消し、罰則等	66
<b>7.資料</b>	
7.1 日本標準産業分類	69
7.2 トップランナー制度対象機器	70



# 全体概要

---

		本紙で説明		
		I. 工場・事業場単位		
		省エネ設備導入事業		
		(a) 一般事業	(b) 大規模事業	(c) 連携事業
申請要件		省エネルギー設備への更新、改修等、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(以下「EMS」という)の新設により、原油換算量ベースで省エネルギー率 <b>5%以上</b> 又はエネルギー消費原単位改善率 <b>5%以上</b> (注)のいずれかを達成する事業	省エネルギー設備への更新、改修等、EMSの新設により、原油換算量ベースで省エネルギー量 <b>500kl以上</b> を達成する事業	複数の事業者間において、生産設備の統合やユーティリティの共有によるエネルギーや生産品等の相互融通等により、一体となって省エネルギー化を図り、(a)又は(b)の要件のいずれかを満たす事業
		<ul style="list-style-type: none"> <li>投資回収年が5年以上の事業が対象です。</li> <li>「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業のみが対象となります。</li> <li>トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器のみを補助対象とします。</li> </ul>		
補助率	中小企業者等 ※1	<b>1/3</b> 以内 (d)と同時申請 <b>1/2</b> 以内	<b>1/2</b> 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は <b>1/3</b> 以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。	<b>1/2</b> 以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。
	大企業 (みなし大企業を含む) ※2	<b>1/4</b> 以内 (d)と同時申請 <b>1/3</b> 以内	<b>1/3</b> 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は <b>1/4</b> 以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。	
補助対象経費		設計費、設備費、工事費		
補助金限度額 ※3		【上限額】 <b>15億円/年度</b>	【上限額】 <b>20億円/年度</b>	【上限額】 <b>30億円/年度</b>
		【下限額】 <b>100万円/年度</b>		

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

※1 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主及び会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人。

※2 大企業とは、中小企業者等以外の法人。

※3 事業規模が大きく単年度での事業実施が困難な事業(複数年度事業)の事業全体の補助金上限額は、(a)50億円、(b)60億円、(c)90億円、(d)50億円とする。

本紙で説明
I. 工場・事業場単位(つづき)
(d) エネマネ事業
SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図り、EMSの制御効果と省エネルギー診断等による運用改善効果により、原油換算量ベースで省エネルギー率 <b>2%以上</b> を達成する事業
左記に同じ
エネマネ事業のみ申請 <b>1/2以内</b>
エネマネ事業のみ申請 <b>1/3以内</b>
設計費、設備費、工事費
【上限額】 <b>15億円/年度</b>
左記に同じ

別冊参照		
II. 設備単位		
既設設備を 一定以上の省エネ性の高い設備に更新する事業		
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高効率空調</li> <li>② 産業ヒートポンプ</li> <li>③ 業務用給湯器</li> <li>④ 高性能ボイラ</li> <li>⑤ 高効率コージェネレーション</li> <li>⑥ 低炭素工業炉</li> <li>⑦ 冷凍冷蔵設備</li> <li>⑧ 産業用モータ</li> </ul>	
補助率	中小企業者等 ※1	<b>1/3以内</b>
	大企業 (みなし大企業を含む) ※2	対象外
補助対象経費	設備費のみ	
補助金限度額	【上限額】 <b>3,000万円</b> 【下限額】 <b>30万円</b>	



# 1. 事業概要

## 1. 事業概要

## 1.1 事業名称

平成31年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

## 1.2 事業目的

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資の推進やエネルギー管理の適正化等により、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、2015年7月に決定された「長期エネルギー需給見通し」における5,030万kl程度の省エネ実現のためには、産業・業務部門等における省エネルギー設備投資を促すこと等により省エネルギーを推進する必要がある。

本事業は、事業者が計画したエネルギー使用合理化の取組のうち、省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入(以下「補助事業」という。)に要する経費の一部を補助する事業を実施することにより、各部門の省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とする。

## 1.3 予算額

約115億円

※ 上記の予算額は「I. 工場・事業場単位」と「II. 設備単位」を合わせたものである。

※ 公募における交付申請額の合計額が予算額を超える場合には、総合評価の結果、不採択となることがある。

## 1.4 補助対象事業

エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等(以下「事業所」という。)において実施する次に掲げる(a)～(c)に該当する省エネルギー設備導入事業及び(d)エネマネ事業を補助対象とする。

## (a) 一般事業 (⇒詳細は25ページ参照)

省エネルギー設備への更新、改修等、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(以下「EMS」という。)の新設により、原油換算量ベースで、省エネルギー率5%以上又はエネルギー消費原単位改善率5%以上(※)のいずれかを達成する事業。

※ エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつエネルギー使用量が増加する事業に限る。

## (b) 大規模事業 (⇒詳細は26ページ参照)

省エネルギー設備への更新、改修等、EMSの新設により、原油換算量ベースで省エネルギー量500kl以上を達成する事業。

## 1. 事業概要

## (c) 複数事業者連携省エネルギー事業(以下「連携事業」という。)

(⇒詳細は30ページ参照)

複数の事業者間において、生産設備の統合やユーティリティーの共有によるエネルギーや生  
産品等の相互融通等により、一体となって省エネルギー化を図り、(a)又は(b)の要件のい  
ずれかを満たす事業。

(⇒申請例は31ページ参照)

## (d) エネマネ事業 (⇒詳細は35ページ参照)

SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録され  
たEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図り、EMSの制御効果と省エネルギー診断  
等による運用改善効果により、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を達成する事業。

また、補助対象事業は、以下の全てを満たす事業であること。

## ① 投資回収年数が5年以上の事業であること。

(投資回収年数について)

投資回収年数は、以下の式により算出する。

$$\text{投資回収年数} = \text{補助対象経費}[\text{円}] \div (\text{計画省エネルギー量}[\text{kl}/\text{年}] \times \text{燃料評価単価}[\text{円}/\text{kl}])$$

燃料評価単価は、以下の式により算出する。

$$\text{燃料評価単価} = \frac{\text{2018年4月} \sim \text{2019年3月の事業所単位のエネルギーコスト}[\text{円}]}{\text{同期間の事業所単位の使用エネルギー量}[\text{kl}]}$$
② 「エネルギー使用量が1,500kl以上の事業所」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株  
式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)(みなし大企業を含む)」は、省エネ法に基  
づき作成した中長期計画書等に記載されている事業であること。

## 1. 事業概要

## ➤ 補助対象事業と認められない場合

- 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備は対象外とする。
- 既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合は対象外とする。
- 故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する事業は対象外とする。
- 専ら居住を目的とした事業所における設備更新は対象外とする。
- 発電設備を新たに導入する場合は、売電を目的とする事業は対象外とする。
- 売電する事業所であって発電設備を更新する場合は、売電量が増加する事業は対象外とする。
- 既存設備及び導入予定設備がいずれも電力のみを使用する事業(※)は対象外とする。但し、複数年度事業、原単位改善を行う事業、(c)連携事業、年度またぎ事業においては、この限りではない。

※当該事業は、「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金」で申請が可能。

## (参考)申請パターン

申請できる補助金は、下表で確認すること。

	事業内容		申請できる補助金	
	既存設備の使用 エネルギー種別	導入設備の使用 エネルギー種別	工場・事業場 単位	設備単位
①	電気	電気	省電力補助金	省電力補助金
②	電気	電気以外	省エネ補助金	省エネ補助金
③	電気以外	電気	省エネ補助金	省エネ補助金
④	電気以外	電気以外	省エネ補助金	省エネ補助金
⑤	①及び②～④のいずれかの複合		省エネ補助金	原則として、省電力補助金と省エネ補助金に分けて申請

省エネ補助金は、「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)」のことをいう。

省電力補助金は、「電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金」のことをいう。

# 1. 事業概要

## 1.5 申請単位

原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請すること。

工場・事業場間一体省エネルギー事業の場合は、既存の複数の事業所のエネルギー使用量全てを合算し、これを1つの申請単位とすること。(工場・事業場間一体省エネルギー事業については20ページ参照)

### ▶ エネルギー管理を一体で行う事業所単位とは

事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握している事業所の単位のことをいう。

※省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合、定期報告書内の事業所単位で申請すること。

※定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること。

※エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。また、導入設備の所有者と使用者が異なる場合、設備の所有者と使用者が共同申請とすること。(共同申請については14ページ参照)

## 1.6 申請方法

(a)一般事業、(b)大規模事業、(c)連携事業は単独で申請又は(d)エネマネ事業と組み合わせて申請することができる。

(d)エネマネ事業は単独でも申請することができる。

### ▶ 他の国庫補助金との重複

- 本補助金と、他の国庫補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできない。
- 税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

(注)本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請しており、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合、速やかにSIIに連絡すること。

## 1. 事業概要

## 1.7 補助対象事業者

本補助金の交付申請をする者(以下「申請者」という。)は、以下の要件を全て満たすこと。

① 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること。

※ 個人事業主は、青色申告者であり、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出すること。

※ 下記に該当する事業者は設立の認可証を提出すること。

- 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

② 本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

※ 直近の年度決算において債務超過の場合は対象外とする。

③ 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その設備の処分制限期間、継続的に使用する者であること。

※ 導入設備の所有者と使用者が異なる場合、導入設備の所有者と使用者が共に補助対象事業者となり、共同申請を行うことを原則とする。

※ 導入設備の所有者と使用者が異なる場合の申請については14ページを参照すること。

④ 本事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る者であること。

⑤ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

※ 補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者(注)を契約の相手方とすることは原則できない。

(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)

(注) [http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

⑥ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと。

# 1. 事業概要

## ▶ 共同申請に該当するケース

### 【複数の事業者の事業所でエネルギーを一体管理している場合】

エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。

### 【導入設備の所有者と使用者が異なる場合】

#### (1) ESCOを利用する場合

- ESCOを利用する場合は、シェアード・セイビングス契約に限る(ギャランティード・セイビングス契約等は対象外)。
- 設備使用者とESCO事業者は共同申請を行い、原則ESCO事業者は1申請につき1社とする。
- 導入による省エネルギー量がESCO事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とする。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)を提示すること。
- 同一事業において、設備使用者による設備購入とESCO事業者による設備購入を併用しないこと。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。  
※ 地方公共団体等が実施する公募型ESCOにおいて、既に公募が行われ、公正な審査によりESCO事業者及び導入する設備が選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積は課さない。

#### (2) リースを利用する場合

- リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等は共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示する書類)を提示すること。
- 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。  
なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

# 1. 事業概要

## ➤ 共同申請に該当しないケース

### 【導入設備の所有者と使用者が異なる場合】

- 建築物の所有者が設備の設置を行い、店子はその設備を使用する場合は、建築物の所有者が申請者となり、店子との契約書等の写しを提出すること。
- 申請者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)を提出すること。
- 申請者が店子(A)であり、かつそのエネルギー管理単位の管理下に他のエネルギー使用者(B、C…)を含む場合は、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C…)との契約書等の写し及び建築物の所有者の設備設置承諾書を提出すること。

## 1. 事業概要

## 1.8 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象設備に係る設計費、設備費、工事費とする。詳細は下表の通り。

設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。	
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費(但し、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)。	
EMS部分 ※省エネルギーに 寄与するものに限る	主装置・盤 計測計量機器 機械監視装置 制御機器 通信装置 モニター装置 ソフトウェア	計測制御主装置、ローカルサーバー、ロガー、主装置盤 等 電力量センサ、ガスメーター、流量計、水量計、温湿度センサ、 熱量計、パルス検出器 等 生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置 等 制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、 流量調整弁、自動制御設備、 制御PLC(Programmable Logic Controller)、 VAV(Variable Air Volume System) 等 モデム、ルーター、通信PLC(Power Line Communication) 等 監視用端末、PC、タブレット、モニター、ローカルサーバ 等 導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御機能 等
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。	

(注1) 個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物(設計図書等)が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。

(注2) 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。

(注3) 以下の経費については補助対象外とする。

- ・SIIが補助対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事等
- ・補助金交付決定が行われる以前に係る経費(事前調査費等)
- ・建屋等の建築物、外構工事費等、及び事業に関係のない工事費
- ・既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- ・消費税及び地方消費税

#### ▶ 自社調達を行う場合の扱い(利益等排除の考え方)

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上する。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

## 1. 事業概要

## 1.9 補助率及び補助金限度額

補助率は、下表の通りとする。

	省エネルギー設備導入事業			(d)エネマネ事業
	(a)一般事業	(b)大規模事業	(c)連携事業	
中小企業者等	補助率 1/3 以内  (d)と同時申請で 補助率 1/2 以内	投資回収年数7年以上は 補助率 1/2 以内  投資回収年数7年未満は 補助率 1/3 以内	補助率 1/2 以内	エネマネ事業のみの申請で 補助率 1/2 以内
大企業 (みなし大企業を含む)	補助率 1/4 以内  (d)と同時申請で 補助率 1/3 以内	投資回収年数7年以上は 補助率 1/3 以内  投資回収年数7年未満は 補助率 1/4 以内		エネマネ事業のみの申請で 補助率 1/3 以内

※ 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く。)、個人事業主及び会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人。

※ 大企業とは、中小企業者等以外の法人。

※ 中小企業者・みなし大企業等の定義は56ページ参照。

(補助対象設備に発電設備が含まれる場合の留意点)

当該発電設備の発電量全てを自家消費する場合は、上記に定める補助率とする。

なお、発電量の5割以上を自家消費し、かつ売電量が増加しない場合は、上記に定める補助率の1/2とする。

※ 共同申請の範囲で消費する電力については、自家消費とみなす。

補助金限度額は下表の通りとする。

	省エネルギー設備導入事業			(d)エネマネ事業
	(a)一般事業	(b)大規模事業	(c)連携事業	
上限額	15億円/年度	20億円/年度	30億円/年度	15億円/年度
複数年度事業の 事業全体の上限額	50億円/事業全体	60億円/事業全体	90億円/事業全体	50億円/事業全体
下限額	1事業当たりの補助金 100万円/年度(補助金100万円未満は対象外)			

※ 複数年度事業の詳細は20ページを参照。

# 1. 事業概要

## 1.10 補助事業期間

### ① 事業開始日

交付決定日を事業開始日とする。

※ 契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

※ 当該発注・契約に関する3者以上の見積依頼・競争入札については、公募要領の公開日以降の発行日であれば、交付決定前の実施も有効とする。

### ② 事業完了日

・ 導入された設備を検収の上、事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とする。

・ 補助事業は、原則2020年1月31日(金)まで(年度またぎ事業は、2021年1月29日(金)まで)に完了させること。

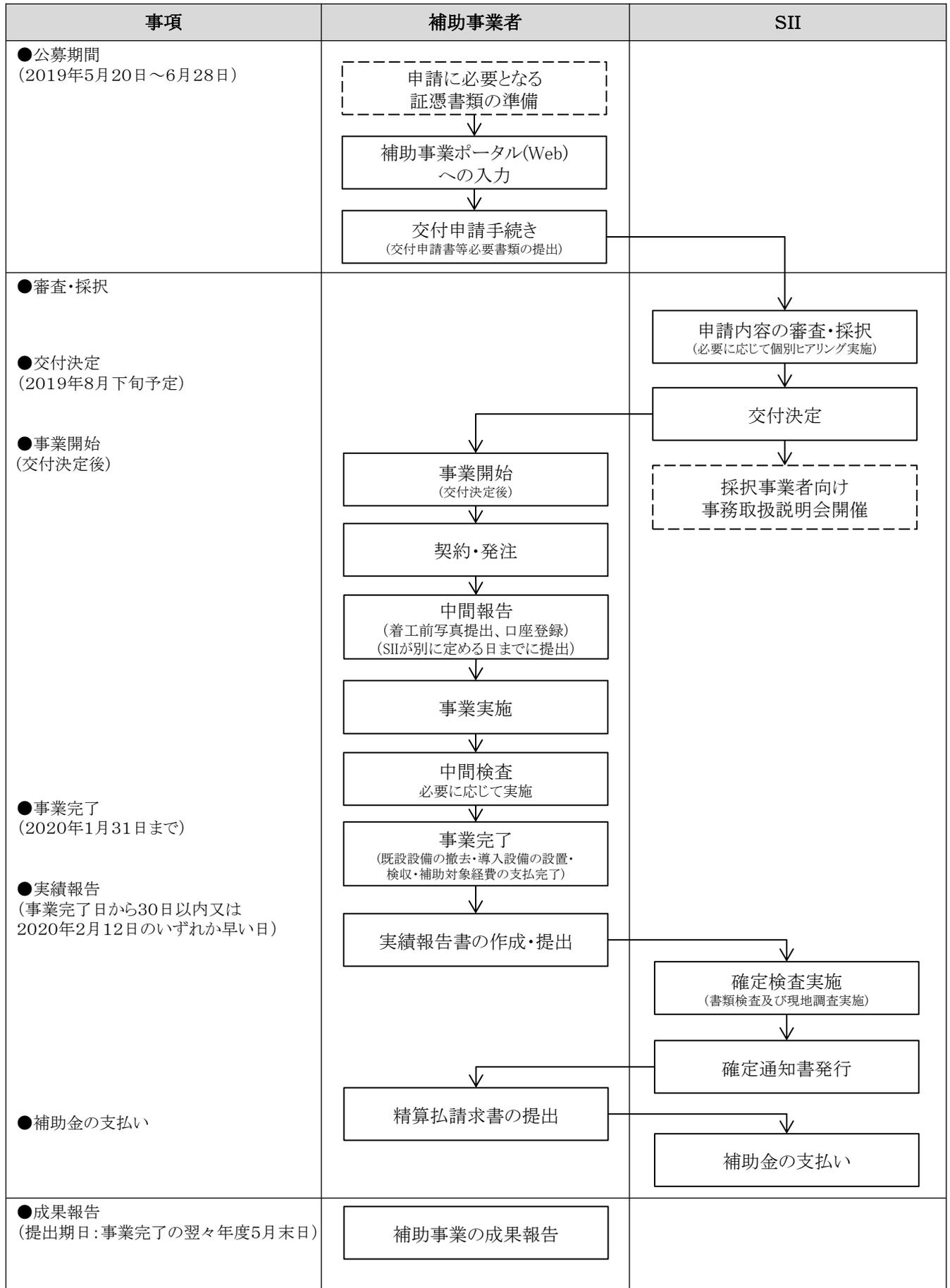
※ 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。  
なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

## 1.11 その他

導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、国又はSIIが調査を実施する場合、必ず協力すること。

## 1. 事業概要

## 1.12 全体スケジュール



# 1. 事業概要

## 1.13 工場・事業場間一体省エネルギー事業

同一事業者が、生産設備の統合やユーティリティの共有によるエネルギーや生產品等の相互融通等により、一体となって省エネルギーを行う事業のことをいう。

(⇒申請例は31ページ参照)

工場・事業場間一体省エネルギー事業の場合、以下の要件を満たすこと。

- ① 複数の事業所を一体として、事業実施前後のエネルギー使用量を比較し、(a)～(d)の申請要件を満たすこと。また、事業所ごとの原油換算表、及び複数の事業所を合算した原油換算表を事業の実施前後それぞれで作成・提出すること。
- ② エネマネ事業者を活用する場合は、申請する複数の事業所全てに対して、エネマネ事業者との間でエネルギー管理支援サービス契約を締結すること。

## 1.14 複数年度事業

- 本補助金は、予算が成立した年度にのみ行われる単年度のものであり、次年度以降の継続が決定しているものではないため、原則単年度に完了する省エネルギー事業を対象としている。しかし、事業規模が大きく(原則として補助対象経費が1.5億円以上の事業。1.5億円未満の事業については個別に判断する。)、単年度での実施が困難な事業であって年度ごとの発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができる。
- 複数年度事業の場合、2年度目以降の補助金の交付決定を保証するものではないため、毎年度申請を行い、事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(当該年度の計画書)を提出すること。当該年度の事業実施は交付決定を受けた後に事業を実施すること。
- 事業計画書において、複数年度にわたる継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区別できるようにすること(各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示する)。補助金の総額については当該事業計画書に記載された総額を超えることはできない。
- 実施計画書の計画は、初年度の事業計画書に含まれていた計画であること。実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること。
- 事業採択初年度の要件にかかわらず、補助金限度額等の要件は補助金申請を行う年度ごとの要件によるものとし、初年度に申請していた補助金額より交付決定額が減額される(状況によっては交付決定されない)場合がある。その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続すること。2年度目以降に事業を取りやめた場合(事業廃止)は、既に交付した補助金の返還が必要となる場合がある。
- 各年度の事業完了は原則1月31日までとする。各年度事業実施分の前払い等を行う場合は、各年度事業完了の時点で設計、設備、工事等の項目ごとにその支払い金額相当の成果品(設計図書、設備機器購入、工事实績)があること(材料の購入のみは不可)。なお、各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの期間は、補助事業の着手ができないので、その点に留意して事業を計画すること。



## 2. 省エネルギー設備導入事業

---

## 2. 省エネルギー設備導入事業

### 2.1 補助対象設備

(1) 補助対象設備は、以下の要件を全て満たすこと。

① 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること。

※ 導入する設備や機器の能力・出力が、省エネルギーとなる範囲で、置き換える前の既存設備や機器の能力・出力を超えてもよい。

※ オプション等で直接省エネルギーに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用の工夫等による省エネルギーで、設備・システム自体の高効率化ではない事業等は、原則、対象外とする。

※ 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行った場合に、その設備のエネルギー使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及び、エネルギー使用量のモニター装置・監視装置等(見える化機器)は、補助対象設備に関連する設備として補助対象とすることができる(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

② トップランナー制度対象機器を導入する場合は、当該導入機器のエネルギー消費効率の基準値を満たす設備であること。

(⇒詳細は70ページ参照)

③ EMSを新設する場合は、SIIが指定する機能要件(24ページ参照)を満たすこと。

④ 「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること。

⑤ 更新前後で使用用途が同じであること。

⑥ 兼用設備、将来用設備又は予備設備等でないこと。

⑦ 中古品でないこと。

⑧ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

(2) 既設の事業所を廃止して新設する事業所に設備を導入する場合は、既存設備の更新と認められる範囲内において補助対象設備とする。

## 2. 省エネルギー設備導入事業

## ▶ 省エネルギー設備導入事業でEMSを設置する場合の要件

省エネルギー設備導入事業でEMSを新設する場合は、そのEMSが以下の要件を満たすこと。

No.	項目	要件
1	エネルギーの計測※	<ul style="list-style-type: none"> <li>見える化機能の実現に必要な項目の計測を行えること。</li> <li>更新設備及び受電電力量の計測は必須とする。</li> <li>ガス・油等は計測を行わず、1か月以内の検針票値入力でも可とする。</li> </ul>
2	見える化	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力・ガスその他エネルギーを含め、1か月以内の事業所全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算kl)で閲覧できること。</li> <li>電力は全体と設備カテゴリ別(空調・照明等)の30分以内の電力使用量を閲覧できること。</li> </ul>
3	接続機器の制御	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギーのために各機器を自動制御する機能を有すること。</li> <li>電力は30分受電電力量目標値の設定をした上で、目標値以下となるような自動制御を行う機能を有すること。</li> </ul>
4	制御ログの保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること(アンサーバック等)。</li> </ul>

※ 電力、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。

省エネルギー設備導入事業で新設するEMSは、SIIに登録されたEMS以外についても認める。  
エネルギー管理支援サービスの利用料は、補助対象外とする。

## 2. 省エネルギー設備導入事業

## 2.2 (a) 一般事業における申請要件

以下のいずれかの要件を満たす事業について、申請をすることができる。

- ① 計画省エネルギー率が5%以上
- ② 計画エネルギー消費原単位の改善率が5%以上

(省エネルギー計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「省エネルギー計算」という。

事業者は、省エネルギー計算をする範囲(エネルギー管理を一体で行う事業所単位)のエネルギー使用量等のデータをあらかじめ収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程、及び計算結果を申請書に記入し、申請すること。

(計画省エネルギー率・計画省エネルギー消費原単位改善率の算出方法)

- ① 省エネルギー率[%]  $\geq 5$

$$\frac{\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]} - \text{事業実施後の年間エネルギー使用量[kl]}}{\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]}} \times 100$$

- ② エネルギー消費原単位改善率[%]  $\geq 5$

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{事業所全体の年間エネルギー使用量}}{\text{生産量}}$$

$$\text{原単位改善率} = \left( 1 - \frac{\text{事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\text{事業実施前のエネルギー消費原単位}} \right) \times 100$$

- 生産量とは、生産活動によって生み出される生産物の量のこと。
- 2018年度との比較において、設備更新後の生産量が増加し、かつエネルギー使用量も増加する事業は、エネルギー消費原単位で申請することができる。
- 更新設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- 5年間の成果報告の間に、生産量が2018年度の実績を超えた上で、計画したエネルギー消費原単位の改善を達成すること。

### ➤ 原単位改善率の算出

個々の生産設備(例えば、製造ライン)で原単位改善率を求めるのではなく、事業所全体の原単位改善率を求めること。複数の生産設備がある場合は、加重平均で事業所全体の改善率を求める。

※原単位改善率の算出シートがあるので、詳細はSIIに問い合わせのこと。

<連絡先>

一般社団法人環境共創イニシアチブ 工場・事業場単位 お問い合わせ窓口

TEL : 03-5565-4463 <受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

## 2. 省エネルギー設備導入事業

### 2.3 (b)大規模事業における申請要件

以下の要件を満たす事業について、申請をすることができる。

#### ○計画省エネルギー量が500kl以上

- ※ 特定事業者は、直近に作成した省エネ法の中長期計画書中「II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」に記載された計画内容全てを実施した場合のエネルギー消費原単位改善率を算出すること。
- ※ ベンチマーク対象業種該当事業者は、直近に作成した省エネ法の中長期計画書中「II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」に記載された計画内容全てを実施した場合のベンチマーク指標を算出すること(大学、パチンコホール業を除く。)

(計画省エネルギー量の算出方法)

省エネルギー量[kl]  $\geq$  500

事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl] - 事業実施後の年間エネルギー使用量[kl]

## 2. 省エネルギー設備導入事業

### ▶ 計画省エネルギー量、計画省エネルギー率

計画省エネルギー量、計画省エネルギー率の算出にあたっては、以下を留意すること。

#### 【計画省エネルギー量について】

- ① エネルギー使用量は原油換算係数表を用いて熱量換算した上でその合計を原油換算すること。
- ② 計画省エネルギー量は、年間量で示すこと(事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、処分制限期間、継続して効果が発生しないものは含めないこと。)。また、他の省エネルギー事業の省エネルギー量を含まないこと。
- ③ 計画省エネルギー量については、2018年度(2018年4月～2019年3月)のエネルギー使用量の実績データにより算出すること。省エネ法上のエネルギー管理指定工場等は、2017年度(平成29年度)の定期報告書を使用してもよい。
- ④ 計画省エネルギー量の算出に使用した置き換え対象設備及び事業所全体の実績データの確証を申請時に添付すること。
- ⑤ 単純に生産量や稼働時間を減らすだけの省エネルギー量を計算に入れないこと。
- ⑥ 計画省エネルギー量(申請時の省エネルギー量(kl))は、省エネルギー量の成果報告において計画値を達成することが必要であるため、実態に応じた計算結果に裕度(安全率)を乗じたものとする。  
※ 例えば、最大1,000klの省エネルギー量が達成できる計算で、運用実態や計算誤差を考慮し、10%の安全率を加味するのであれば、900klとする。  
1,000kl±10%のような記載はしないこと。
- ⑦ 燃料代替の場合、省エネルギー量に見合う代替燃料の入手量の確証として購入契約書等を添付すること。

#### 【計画省エネルギー率について】

計画省エネルギー率は、申請単位で消費する全エネルギーに対する割合で示すこと。

#### 【留意点】

- ・ 実績報告時に行う省エネルギー量の報告は、原則として1か月程度の実績データにより算出し、未達の場合は、補助金の支払いができない場合がある。
- ・ 事業完了から1年後の省エネルギー成果報告時に計画省エネルギー量が未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。
- ・ 導入前後のエネルギー使用量を比較できないようにする等、不適切な対応を行い、故意に偽りの申請をした疑いがみられる場合には、不正とみなし、補助金の返還となる。

## 2. 省エネルギー設備導入事業

## ▶ 原油換算係数表(1)

※エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算すること。

※省エネルギー率、省エネルギー量、エネルギー消費原単位については、「エネルギー使用量の原油換算表」に基づいて算出すること。

⇒詳細はSIIホームページに掲載の「I. 工場・事業場単位 交付申請の手引き」を参照のこと。

## 【原油換算係数表(燃料)】

(省エネ法施行規則(平成30年11月29日公布改正)の第4条第1項) 発熱量10(GJ)=原油換算量0.258(kl)		
燃料名・量		発熱量(GJ)
原油	1kl	38.2
原油のうちコンデンセート(NGL)	1kl	35.3
揮発油(ガソリン)	1kl	34.6
ナフサ	1kl	33.6
ジェット燃料油	1kl	36.7
灯油	1kl	36.7
軽油	1kl	37.7
A重油	1kl	39.1
B・C重油	1kl	41.9
石油アスファルト	1トン	40.9
石油コークス	1トン	29.9
液化石油ガス(LPG)	1トン	50.8
石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>	44.9
液化天然ガス(LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。)	1トン	54.6
その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>	43.5
原料炭	1トン	29.0
一般炭	1トン	25.7
無煙炭	1トン	26.9
石炭コークス	1トン	29.4
コールタール	1トン	37.3
コークス炉ガス	千m <sup>3</sup>	21.1
高炉ガス	千m <sup>3</sup>	3.41
転炉ガス	千m <sup>3</sup>	8.41

都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。

## 【原油換算係数表(熱)】

(省エネ法施行規則(平成30年11月29日公布改正)の第4条第2項) 発熱量10(GJ)=原油換算量0.258(kl)		
熱の種類・量		発熱量(GJ)
産業用蒸気	1GJ	1.02
産業用以外の蒸気	1GJ	1.36
温水	1GJ	1.36
冷水	1GJ	1.36

< 次ページに原油換算係数表(電気) >

## 2. 省エネルギー設備導入事業

## ➤ 原油換算係数表(2)

## 【原油換算係数表(電気)】

(省エネ法施行規則(平成30年11月29日公布改正)の第4条第3項)  
発熱量10(GJ) = 原油換算量0.258(kl)

電気の量		発熱量(GJ)
一般送配電事業者からの昼間買電	1千kWh	9.97
一般送配電事業者からの夜間買電	1千kWh	9.28
上記以外の買電	1千kWh	9.76

## 2. 省エネルギー設備導入事業

### 2.4 (c) 連携事業における申請要件

以下の要件を全て満たす事業について、申請をすることができる。

- ① 複数事業者の連携により、(a) 一般事業又は(b) 大規模事業の要件のいずれかを満たすこと。
- ② 原則として、連携省エネルギー計画の認定申請を行う事業(すでに申請を行っている者及び認定を受けている者を含む。)

(申請にあたっての留意事項)

- ※ 当該事業に関係する全ての事業者による共同申請とし、申請者の中から事業全体の管理者を選定し、事業全体の手続きを取りまとめること。
- ※ 設備所有者が複数の場合は、設備所有者ごとの持分比率を明らかにすること。

#### ▶ 連携省エネルギー計画

連携省エネルギー計画の認定制度とは、複数の事業者が連携して省エネ取組(連携省エネルギー措置)を行う場合に、省エネ法の定期報告書において連携による省エネルギー量を事業者間で分配して報告することができる制度のことをいう。制度を利用するためには、「連携省エネルギー計画」を作成の上、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要がある。

詳細は「連携省エネルギー計画申請の手引き」(下記URL)を参照のこと。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/procedure/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/)

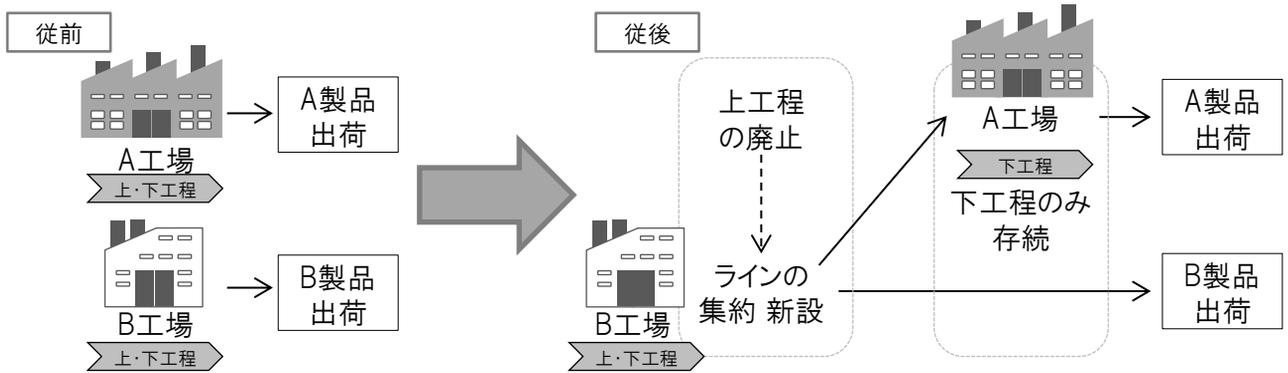
## 2. 省エネルギー設備導入事業

連携事業及び工場・事業場間一体省エネルギー事業の申請例

## ➤ 申請例①

## 1. 生産ラインの一体化による省エネルギー事業

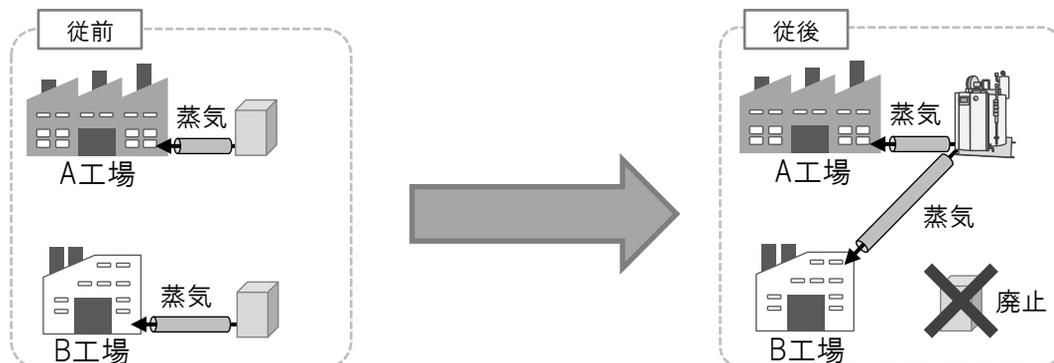
- ① A工場及びB工場それぞれの工場で上工程、下工程を経て製品を出荷。
- ② A工場の上工程を、B工場に集約(新規設備設置)する。
- ③ B工場で上工程を終えた製品をA工場に渡し、下工程を経て出荷。B工場は従来どおりに出荷。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 (A社A工場、A社B工場)	A社の単独申請	B工場の増設ライン	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場)	A社、B社の共同申請	B工場の増設ライン	A工場、B工場の全エネルギー	B社	B社

## 2. ユーティリティー設備の共有による省エネルギー事業①

- ① A工場とB工場において、それぞれ蒸気を生成。
- ② B工場の蒸気生成設備を廃止。A工場からB工場への蒸気融通に必要な配管等を敷設。
- ③ A工場とB工場が一体となり、A工場の蒸気生成設備からB工場に蒸気を融通し、同設備の高効率運転を実現することで、2工場両方の省エネルギーを実現する。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 (A社A工場、A社B工場)	A社の単独申請	蒸気生成設備 および 蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場)	A社、B社の共同申請	蒸気生成設備 および 蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	A社 or B社	B社

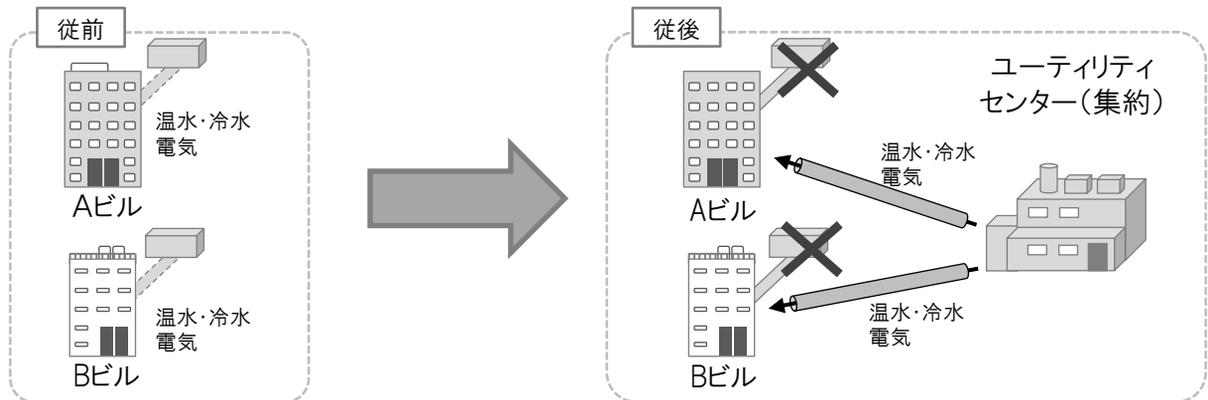
## 2. 省エネルギー設備導入事業

連携事業及び工場・事業場間一体省エネルギー事業の申請例

➤ 申請例②

3. ユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業②

- ① 既存のAビルとBビルがそれぞれが熱・電気を生成。
- ② AビルとBビルの熱・電気生成設備を停止。ユーティリティセンターからAビル、Bビルへ必要な配管等を敷設。
- ③ AビルとBビル両方に熱や電気を融通することで、ユーティリティセンターの高効率運転が実現でき、エネルギー管理を集約して2つのビル両方の省エネルギーを実現する。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合	A社の単独申請	増設設備および蒸気輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (B社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	B社	B社
複数事業者の場合 (A社とB社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	事業全体の管理者	設備所有者
他事業者の場合 (別会社C社が集約設備を所有)	A社、B社、C社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	Aビル、Bビルの全エネルギー	C社	C社

注意) ユーティリティの共有を伴わないで、単にAビルのオフィス機能をBビルに集約するような場合、両ビルの事業前エネルギー使用量の合計に対し、申請要件を満たせば、通常の省エネルギー設備導入事業として申請することができる。但し、申請に必要な証憑類は両ビル分とも必要になり、原油換算表はAビル単独、Bビル単独、A・B両ビル合計の3種類が必要となる。

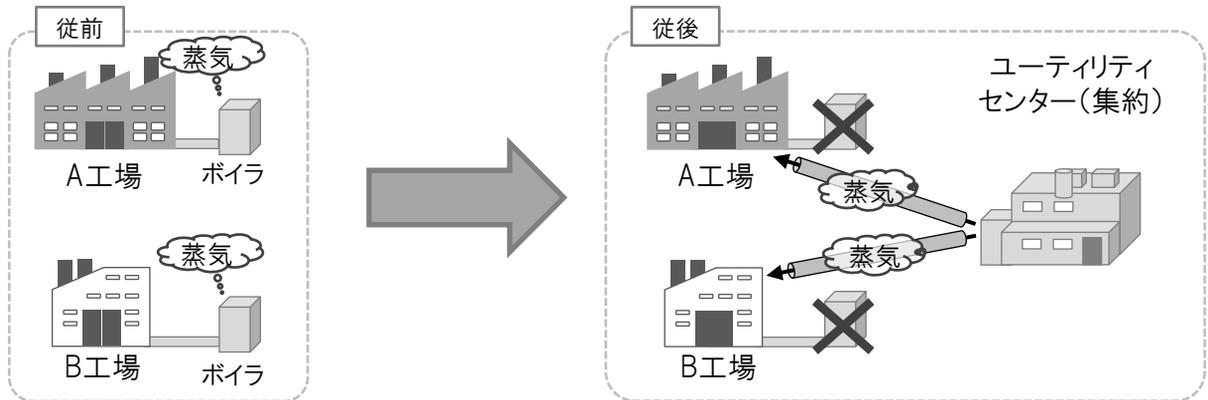
## 2. 省エネルギー設備導入事業

連携事業及び工場・事業場間一体省エネルギー事業の申請例

## ➤ 申請例③

## 4. ユーティリティ設備の共有による省エネルギー事業③

- ① 既存工業団地において、A工場とB工場それぞれ蒸気を生成。
- ② A工場とB工場の蒸気生成設備を停止。ユーティリティセンターからA工場、B工場への蒸気融通に必要な配管等を敷設。
- ③ A工場とB工場両方に蒸気を融通することで、ユーティリティセンターの蒸気生成設備の高効率運転が実現でき、エネルギー管理を集約して2工場両方の省エネルギーを実現する。



	申請者単位	補助対象設備	エネルギー量の範囲	設備導入、所有者	補助金受取
同一事業者の場合 (A社A工場、A社B工場、A社が集約設備所有)	A社の単独申請	増設設備および蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場、A社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	A社	A社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場、B社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	B社	B社
複数事業者の場合 (A社A工場、B社B工場、A社とB社が集約設備所有)	A社、B社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	事業全体の管理者	設備所有者
他事業者の場合 (A社A工場、B社B工場、C社が集約設備所有)	A社、B社、C社の共同申請	増設設備および蒸気輸送配管	A工場、B工場の全エネルギー	C社	C社

### **3. (d)エネマネ事業**



### 3. (d)エネマネ事業

#### 3.1 補助対象設備

SIIが定める「EMSのシステム」(⇒詳細は39ページ参照)を満たし、エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているもの。

#### 3.2 対象となるエネマネ事業者

対象となるエネマネ事業者は、SIIに登録されたエネマネ事業者とする。

(URL:<https://sii.or.jp/cutback31/first.html> 参照)

なお、(d)エネマネ事業を含む申請に当たっては、エネマネ事業者がSIIへの交付申請、実績報告、成果報告等の手続きを代行するものとする。(⇒詳細は48ページ参照)

※補助事業者は、申請・報告等に必要な情報をエネマネ事業者に提供しなければならない。

#### 3.3 申請要件

以下のいずれかの要件を満たす事業について、申請をすることができる。

- ①「EMSによる制御効果と計測に基づく運用改善効果」で計画省エネルギー率が2%以上。
- ②申請者が自ら定め、合理的な説明が可能な計測・制御の範囲内で、「EMSの制御効果と計測に基づく運用改善効果」で計画省エネルギー率が2%以上。

(⇒詳細は36ページ参照)

(エネマネ事業に係る省エネルギー計算)

事業の効果を算出するための計算過程を、「省エネルギー計算」という。

事業者は、省エネルギー計算をする範囲(エネルギー管理を一体で行う範囲又は申請者自らが定める範囲)のエネルギー使用量等のデータをあらかじめ収集し、事業者が自ら決定した計算方法の計算過程、及び計算結果を申請書に記入し、申請すること。

※申請にあたっては、EMS制御による省エネルギー量と運用改善による省エネルギー量を明確に区別すること。

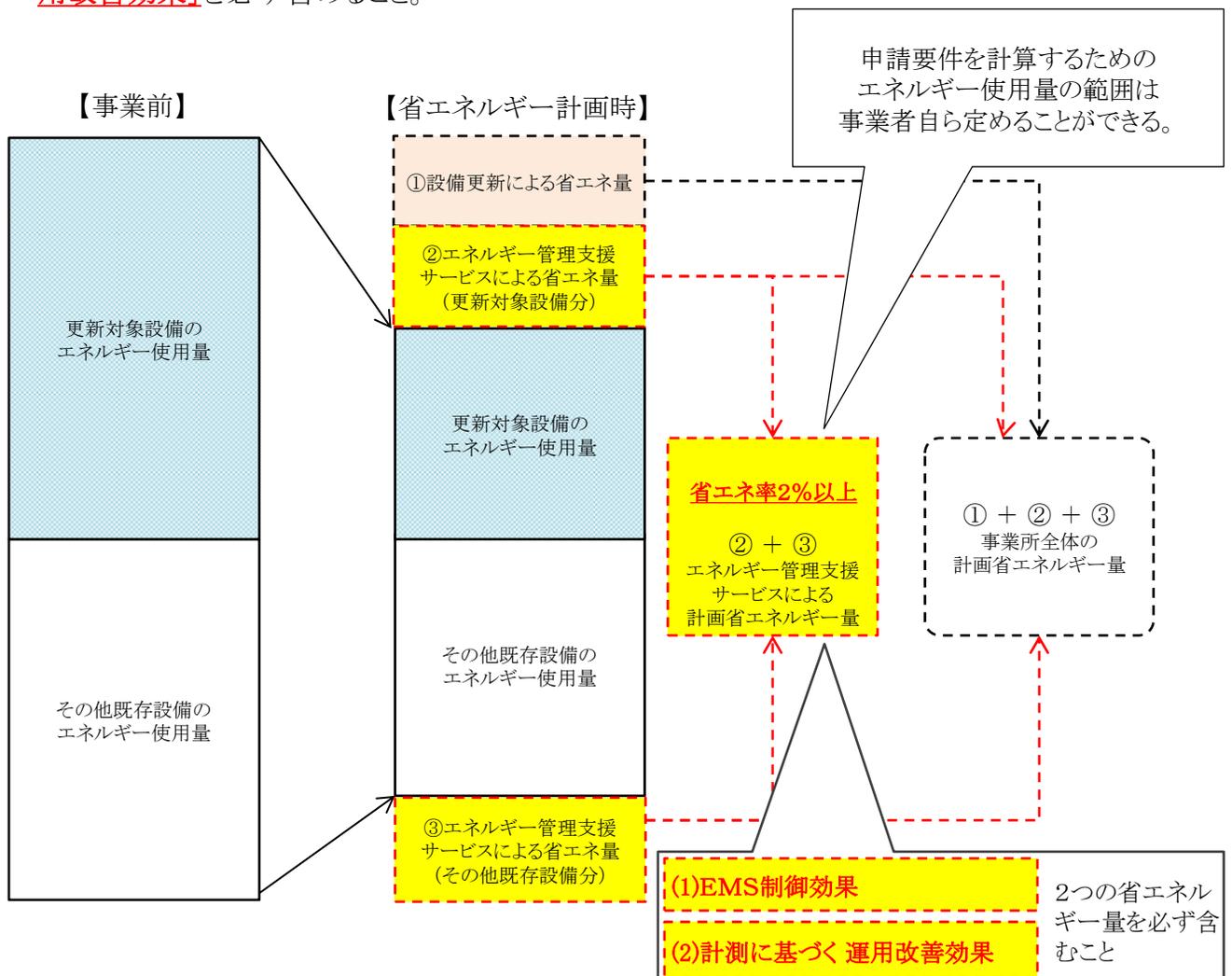
## 3. (d) エネマネ事業

## ▶ エネマネ事業の申請要件②の補足

- エネマネ事業の申請に当たっては、事業実施前後で比較するエネルギーを使用する範囲を自らが決めることができるが、事業評価は事業所全体の計画省エネルギー量となるため、交付申請書の事業概要に事業所全体で達成が見込まれる計画省エネルギー量[k]を記載すること。
- 省エネルギー設備導入事業を組み合わせた申請で、事業実施前後で比較するエネルギーを使用する範囲を自らが決めた場合には、EMS制御効果又は運用改善効果を、省エネルギー設備導入事業において導入した全ての設備から得られること。

## ▶ 「EMS制御効果と計測に基づく運用改善効果」の考え方

エネルギー管理支援サービスの計画省エネルギー量には、**「EMS制御効果と計測に基づく運用改善効果」**を必ず含めること。



申請時においては、どちらか一方の省エネルギー率が0%の場合は認められない。

## 3. (d) エネマネ事業

## ➤ 「EMS制御効果と計測に基づく運用改善効果」の考え方

## 【(1) EMS制御による省エネルギー量として認められる事例】

機器種別	判断	事例
照明	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>制御対象照明の各回路を直接実測した値</li> <li>各分電盤別電力使用量を実測、分電盤内の照明以外の電力使用量(OA・コンセント系)を実測し、差し引いて計算した照明の値</li> <li>調光制御を行う場合、調光出力と消費電力の比例関係を求めて計算した値</li> </ul>
	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>分電盤単位の実測を消費電力内訳で按分した値(実測値に基づかないもの)</li> </ul>
空調	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>制御前、制御中の空調機電力使用量実測値から空調機自体の削減量を算出した値</li> <li>熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値</li> <li>類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値</li> </ul>
	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>定格出力に負荷率を乗じて計算した値</li> <li>設定温度緩和の実測を公開値から算出した値など、実測値を根拠にしない値</li> </ul>
熱源	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出しこれを削減量とする値(実際の熱負荷削減量を演算している値)</li> <li>類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値</li> </ul>
	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物用途、規模、エリアなどの条件が一致していない値に基づく計算値</li> </ul>

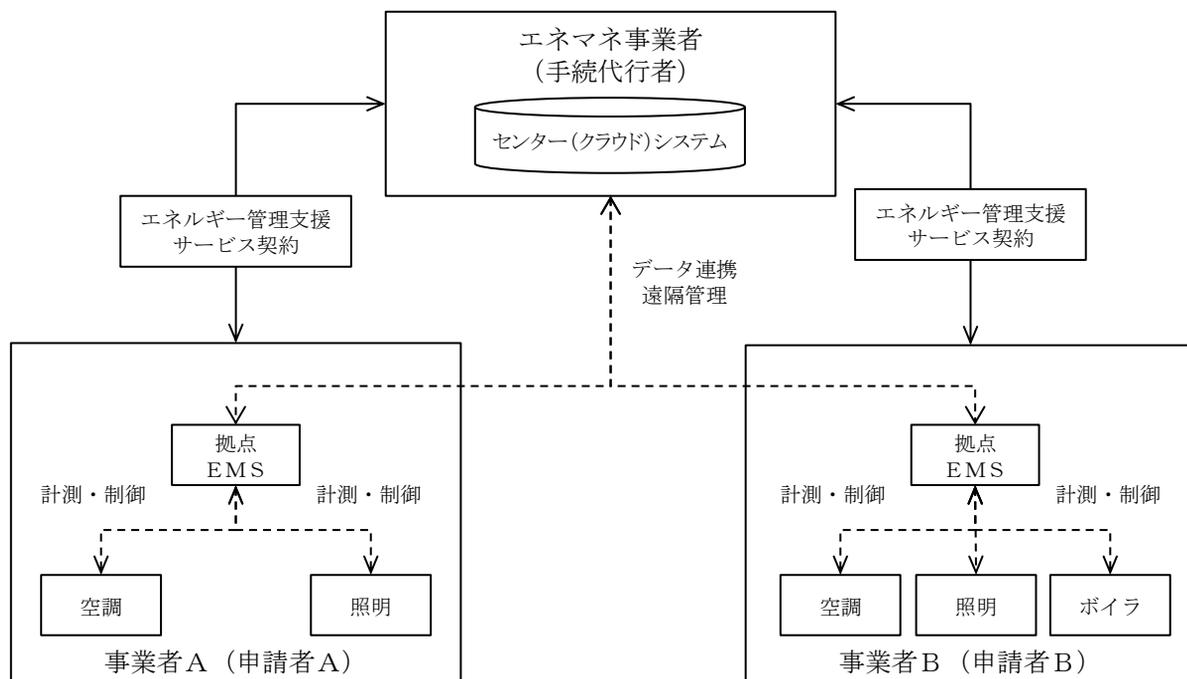
## 【(2) EMSの計測に基づく運用改善による省エネルギー量として認められる例】

機器種別	判断	事例
照明等	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用実態に合わせた照明点灯時間の調整(タイマー等によるもの)</li> <li>エリア別照度計測結果による照明照度や点灯エリアの調整、点灯エリアの細分化</li> </ul>
	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>昼休みや不要室の消灯</li> <li>PCモニターやディスプレイ等の夜間電源OFF(自発的に行うもの)</li> </ul>
空調等	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調立ち上げ時間変更や同時運転台数調整などによるもの(制御信号ではなくプログラム等による設定によるもの)</li> <li>冷温熱と搬送動力を組み合わせた効率の改善</li> <li>室温やCO2濃度実測結果に基づく温度設定やダンパ開度の最適化</li> <li>冷却水温度の最適化</li> </ul>
	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>単なる温度設定変更</li> <li>中間期等の空調不要期間の停止</li> <li>涼しい日は窓を開ける等の運用</li> </ul>
生産設備等	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃焼機器の燃焼効率調整、空気比の調整</li> <li>圧縮機等の適正圧力調整</li> <li>ボイラー・圧縮機等の運転台数や台数制御・運転スケジュール調整の見直し</li> </ul>
	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の生産管理の中で行われる生産効率改善 等</li> </ul>

## 3. (d) エネマネ事業

## 3.4 EMSの構成と機能について

本事業で補助対象となるEMSは、エネマネ事業者が管理する「センター(クラウド)システム」と、事業者の事業所に設置する「拠点EMS」から構成される。



エネマネ事業者ごとのEMSは、SIIホームページのエネマネ事業者検索を参照のこと。

## 3. (d)エネマネ事業

## ➤ (d)エネマネ事業のEMSのシステム要件

区分	No.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>見える化機能の実現および、エネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測を行えること。</li> <li>更新設備および受電電力量の計測は必須とする。</li> <li>ガス・油等は計測を行わず、1ヶ月以内の検針票値入力でも可とする。</li> </ul>
	2	見える化	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力・ガスその他エネルギーを含め、1カ月以内の事業所全体のエネルギー使用量を統一単位(原油換算k1)で閲覧できること。</li> <li>電力は全体と設備カテゴリ別(空調・照明等)の30分以内の電力使用量を閲覧できること。</li> <li>Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。</li> <li>運用改善に資するデータを表示・確認できること。</li> </ul>
	3	接続機器の制御	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー管理支援サービスに必要な制御が行えること。</li> <li>省エネルギー更新設備や他既存設備に対し、自動でエネルギーを削減する制御機能を有すること。</li> </ul>
	4	制御ログの保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること(アンサーバック等)。</li> </ul>
	5	短期的な通信遮断への対応 (※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期的な通信遮断により、センターシステムとの通信が一時的に遮断されても、導入拠点のEMSで計測・制御・データ保存を継続し、通信回復後にセンターシステムに通信遮断時間分のデータを連携できること。</li> </ul>
	6	スタンドアロン稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターシステムとの通信を完全に遮断した場合でも、スタンドアロンでEMSを継続的に使用できること。</li> <li>機器やソフトウェアの追加を行うことも可。</li> <li>有償・無償は問わない。</li> </ul>
センターシステム	7	遠隔管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹事社が管理するセンターサーバーで、コンソーシアム事業者分も含めて接続されている全事業所の遠隔管理を行えること。</li> <li>遠隔管理とは遠隔制御(ON/OFF等)や制御設定変更(目標値変更等)機能と、見える化機能のことを言う。</li> </ul>
	8	データ保存 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>SIIが指定するフォーマットで3年間のデータ登録を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること。</li> </ul>

※1 電力、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。

※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。

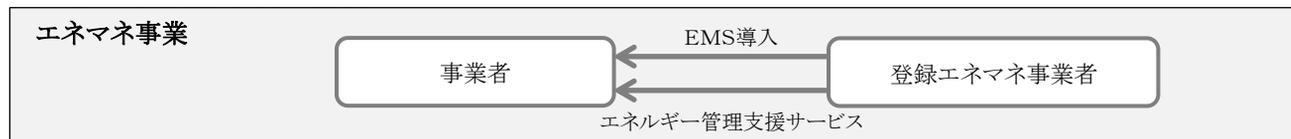
※3 指定報告フォーマット(属性・月間値・30分値)はSIIホームページからダウンロードして確認すること。

## 3. (d) エネマネ事業

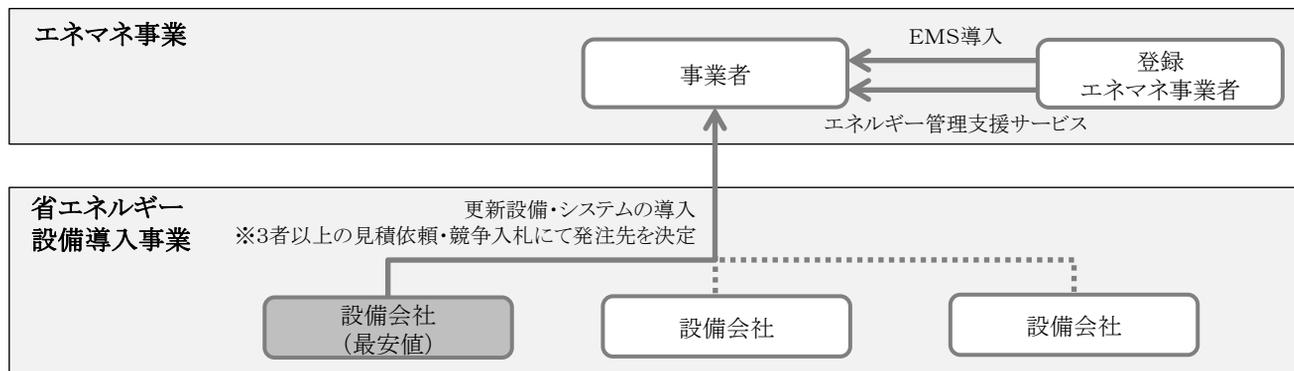
## 3.5 事業スキーム

エネマネ事業を実施する場合の事業スキームは、以下の通りとする。

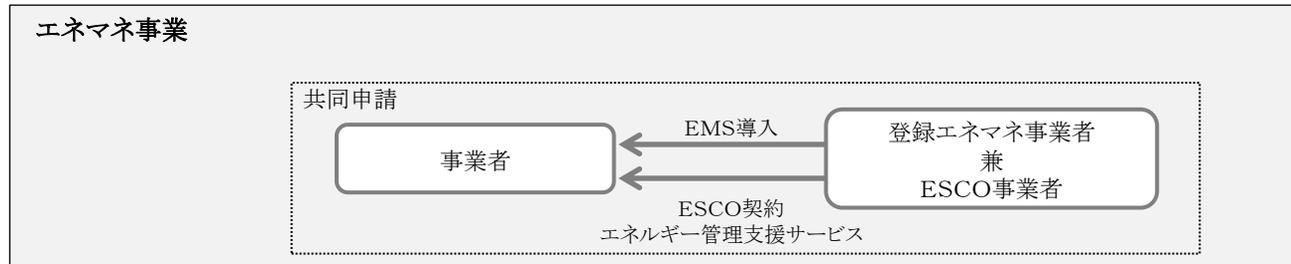
## ① エネマネ事業単独の場合



## ② 「省エネルギー設備導入事業」と組み合わせて申請する場合



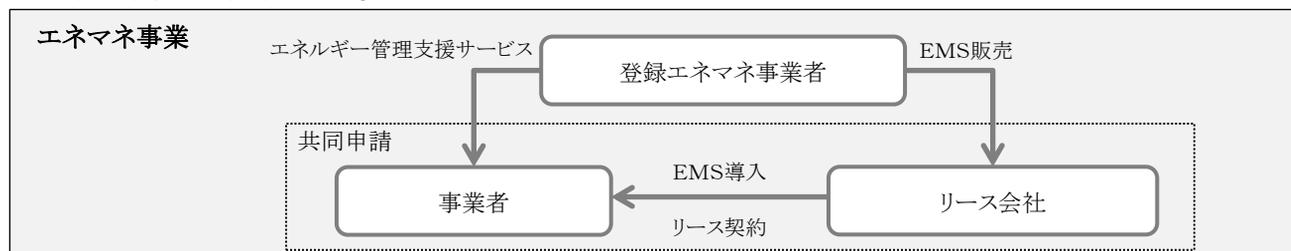
## ③ エネマネ事業者がESCO事業を行う場合



## ④ エネマネ事業者とリースを利用する場合

EMSをリース活用して導入する場合、事業者(設備使用者)とリース会社との共同申請となる。

EMSはリース会社が購入し、エネルギー管理支援サービス契約は設備使用者とエネマネ事業者の間で締結すること。





## **4. 国庫債務負担行為分 (年度またぎ事業)**

## 4. 国庫債務負担行為分(年度またぎ事業)

## 4.1 事業名称

平成31年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)(国庫債務負担行為分)

## 4.2 予算額

2019年度分:約1億円(年度またぎ事業1年度目分)

2020年度分:約5億円(年度またぎ事業2年度目分)

## 4.3 申請要件

以下の要件を全て満たす事業(年度またぎ事業)について、申請をすることができる。

- ① (a)一般事業、(b)大規模事業、(c)連携事業、又は(d)エネマネ事業のいずれかの申請要件を満たす事業であること。
- ② 2019年度、2020年度の2か年にまたがる事業であり、2020年2月～4月において事業を実施せざるを得ない外的要因又は特段の事由があること。

※ 外的要因とは法令等の規定や連携する事業者間の協定、取引先との調達契約等のことをいう。定量的な根拠、契約書工程表等を提出し、外的な制約や制限があることを合理的に説明すること。

※ 2月～4月においても事業を実施せざるを得ない特段の事由について、その根拠となる資料等を提出し、合理的に説明すること。

## &lt;年度またぎ事業の事業期間&gt;

凡例:→ 事業実施期間

日程	2019年度(1年度目)			2020年度(2年度目)		
	2019年8月	2019年9月 ～ 2020年1月	2020年2月 ～3月	2020年4月	2020年5月 ～ 2021年1月	2021年2月 ～3月
年度またぎ事業	交付決定					事業完了
	<p style="color: red; text-align: center;">2020年2月～4月に、 事業実施が可能</p>					

※ 年度またぎ事業の事業期間は、交付決定後から2021年1月29日までとする。

## &lt;留意事項&gt;

- ① 交付申請について  
事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(2019年度及び2020年度分)を提出すること。
- ② 補助事業の計画変更について  
交付決定後、事業計画書及び実施計画を変更しようとする場合は、あらかじめSIIに相談し、その指示に従うこと。
- ③ 概算払請求～年度末実績報告(2019年度分)
  - ・ 補助事業者は、2019年度中に支払う額(支払予定額含む)の補助金相当額をSIIに概算払請求書を提出し、SIIはこれを受領後、2019年度中に概算払いを行う。
  - ・ 補助事業者は、2020年4月10日(金)までに補助事業年度末実績報告書をSIIに提出し、SIIは受理した後、書類検査及び現地調査(確認検査)を行い、交付すべき補助金の額を確認し、補助事業者にも速やかに通知する。

※ 補助金額と概算払金額との間に差額が生じた場合には、その差額分をSIIに返還すること。

## 4. 国庫債務負担行為分(年度またぎ事業)

## ▶ 年度またぎ事業の外的要因又は特段の事由

<外的要因又は特段の事由の例>

- 法令等の規定により、点検の期間が2～4月に定められており、この時期にしか補助対象となる工事の実施が不可能な場合。
- 法令等の規定により点検が定められているが、具体的な時期については法令等に定められていない場合であっても、それに基づいた定期修理計画が、コンビナート内の関連する事業者等との計画に基づくものであるため、補助事業者都合のみでは時期を変更することができない場合。
- 部品や中間製品について取引先との調達契約等が締結されており、2～4月の時期に設備更新等を実施しなければ、取引先に損害を与えるおそれがある場合。
- その他2～4月においても事業を実施せざるを得ない外的要因又は特段の事由があると認められる場合。

(積雪や外気温等の気象の関係で、2～4月の時期でしか設備更新等を実施できない場合、事業の性格上、閑散期である2～4月でしか設備投資等が実施できない場合等)。

## 年度またぎ事業の例

～例1～

「A社工場は、5月～翌年2月までは繁忙期であり、本期間内に生産を停止した場合、取引先に多大な影響を与えるため、生産を停止することができない。このため法定点検は3月～4月に予定している。取引先との契約及び法定点検時期を踏まえると、工場の稼働を停止した3月～4月のタイミングで省エネ投資をする必要があり、年度またぎ期間に設備更新の工事を実施する。」

～例2～

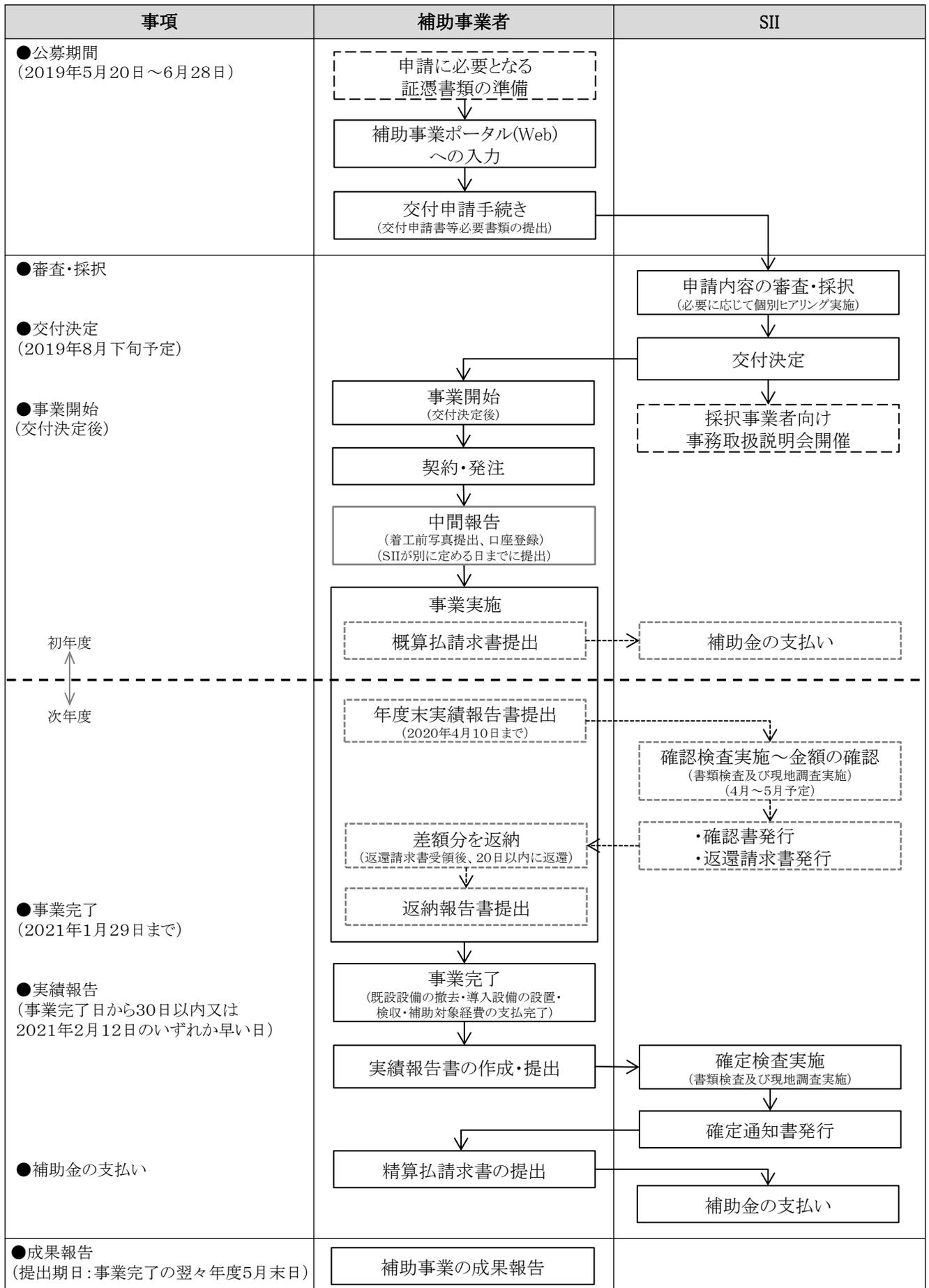
「B社工場は供給先との契約上、従来より指定された期間は稼働し続けることが定められている。本設備更新工事は、工場の稼働停止が必須条件であるため、供給先との契約上で稼働停止が可能である年度またぎ期間に補助対象となる工事を実施せざるを得ない状況である。」

～例3～

「C社プラントはコンビナートの一部に設置されており、周辺地域工場の法定検査に合わせて3月～4月のみ停止することができる。そのため、本事業で実施する工事のうち、補助対象となる既存配管の改造工事については、プラントを停止する年度またぎ期間に実施せざるを得ない。」

## 4. 国庫債務負担行為分(年度またぎ事業)

## 4.4 全体スケジュール



## **5. 交付申請～交付決定**

## 5. 交付申請 ～ 交付決定

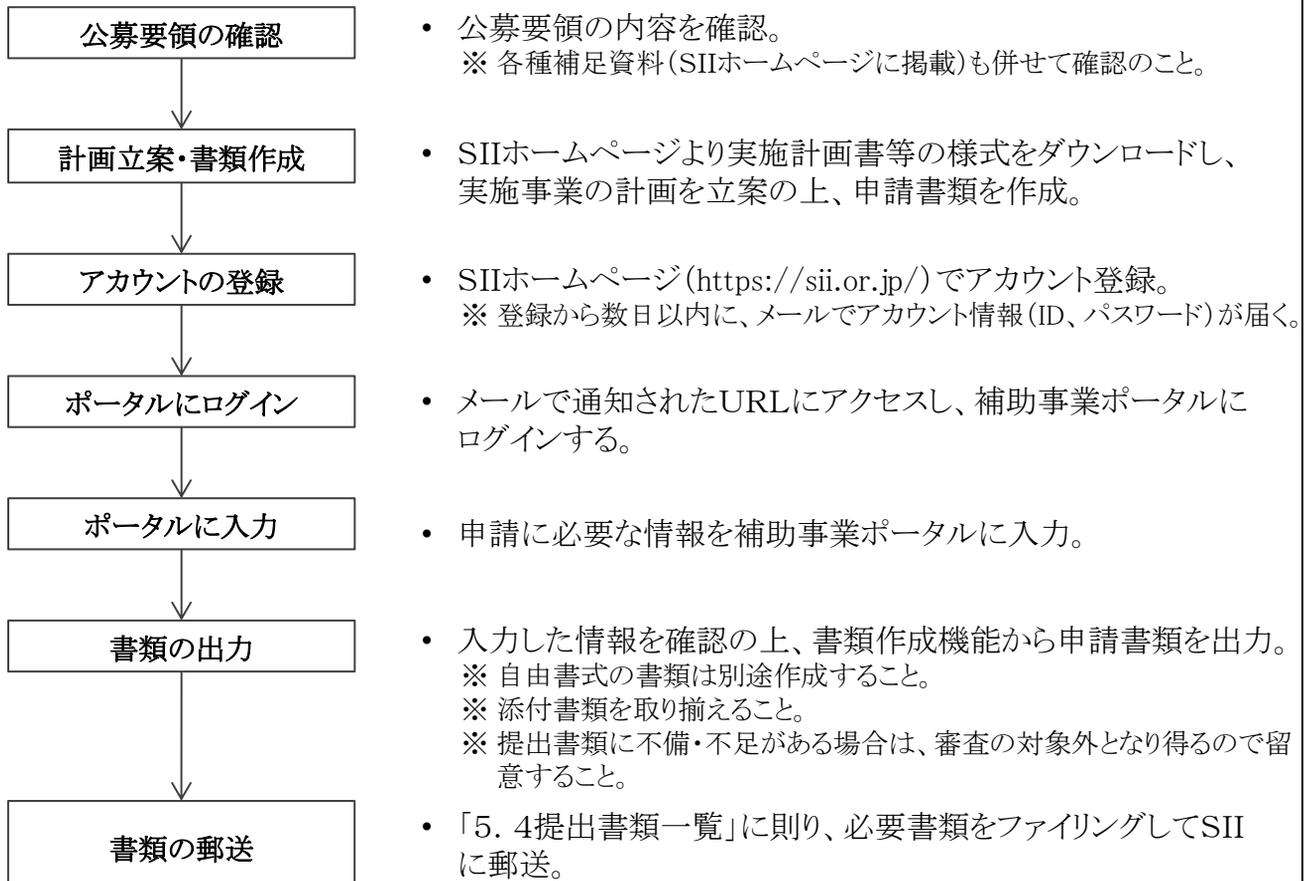
## 5.1 公募

- ① 補助事業の公募  
SIIは、一般公募を行う。  
SIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)に公募関連情報を随時公表する。
- ② 公募期間  
2019年5月20日(月) ～ 6月28日(金) 17時(必着)

## 5.2 交付申請

- ・ 申請者は、事業実施の確実性や予算の有効利用の観点から事業計画全体を十分に検討の上で申請を行うこと。
  - ・ 申請者は、SIIホームページにてアカウント登録し、電子メールで補助事業ポータルアカウント情報(ID、パスワード)を取得すること。
  - ・ 当該アカウントを用いて補助事業ポータルにログインし、必要事項を入力して申請書類を作成の上、全ての申請書類を「一般社団法人環境共創イニシアチブ」宛てに郵送すること。(郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。宛名については53ページ参照。)
- ※ 補助事業ポータルに入力する内容は申請書類の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受理しない場合がある。

## 交付申請の手順



## 5. 交付申請 ～ 交付決定

## 5.3 手続代行

「エネマネ事業」を含む申請の場合は、エネルギー管理支援サービス契約を締結するエネマネ事業者が代行申請すること。

※ 手続代行者は、申請者から依頼された手続き代行について、善良な管理者の注意をもって間違いや不備のないように手続き代行を行うこと。

※ 手続代行者は、SIIや申請者からの問い合わせや不備対応等に対し、確実に対応すること。

## 【手続代行の対象書類】

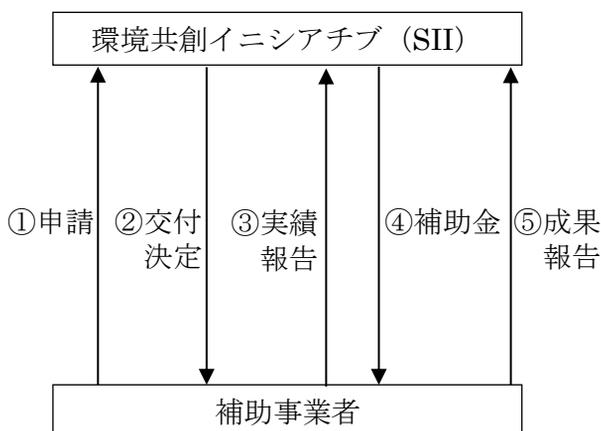
- ① 交付申請書
- ② 交付申請取下げ届出書
- ③ 補助事業計画変更承認申請書
- ④ 補助事業事故報告書
- ⑤ 補助事業実績報告書
- ⑥ 精算(概算)払請求書
- ⑦ 補助事業年度末実績報告書
- ⑧ 成果報告書
- ⑨ 補助事業承継承認申請書
- ⑩ その他SIIが指示する手続き

(手続代行者の責務及び不正行為に対する措置)

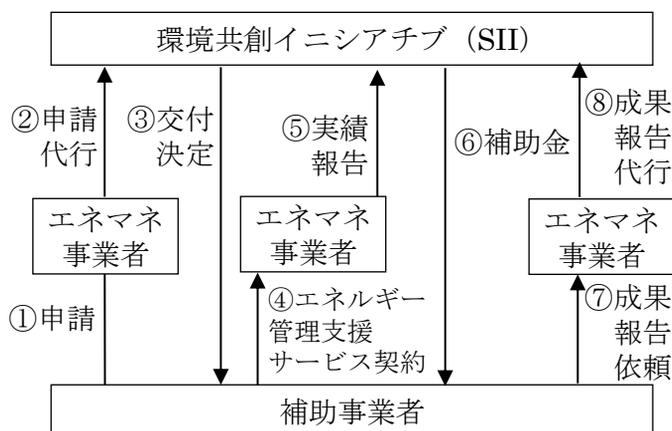
- ・ 手続代行者は、手続きに当たって申請者から提供され、又は知り得た情報について、他用途転用の禁止等の営業秘密を保持すること。
- ・ SIIが、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るために手続代行者に対して協力を求めた場合は、これに応じること。
- ・ 手続代行者が手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合、SIIは必要に応じて調査を実施する。不正行為が認められたときは、SIIが実施する全ての補助金について一定期間の手続代行の停止や、当該手続代行者の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることがある。

## 【事業実施フロー】

## エネマネ事業を含まない場合



## エネマネ事業を活用する場合



## 5. 交付申請～交付決定

## 5.4 提出書類一覧(1)

「●」は全事業区分共通で提出が必要。

「○」は該当する事業区分の実施計画書の提出が必要。

「△」は複数の事業区分の組み合わせで申請の場合、総括資料となるため、提出が必要。

書類区分	文書番号	書類名称	必要書類	ポータルより出力 /指定様式 /自由様式		
必要書類	様式第1	交付申請書(かがみ)	●	ポータルより出力 or 指定様式		
	様式第1	交付申請書(2枚目)	●	ポータルより出力		
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の配分額	●	ポータルより出力		
	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	●	指定様式		
	別紙3	役員名簿	●	指定様式		
	1-1	実施計画書	申請総括表	●	ポータルより出力	
	1-1(別紙1)		事業者情報	●	ポータルより出力	
	1-1(別紙2)		手続代行申請書	○	ポータルより出力	
	1-1-2		資金調達計画	●	ポータルより出力	
	1-1-3		事業実施に関連する事項	●	ポータルより出力	
	1-2		所要資金計画	△	指定様式	
	1-3		発注区分表	△	指定様式	
	1-4		導入前後の比較図	●	指定様式	
	1-5		新設備の配置図	△	自由様式	
1-6	事業場の全体図		●	自由様式		
1-7	事業スケジュール		●	指定様式		
事業区分ごとに必要書類を提出	2-1		省エネルギー設備導入事業	事業概要	○	ポータルより出力
	2-2			省エネルギー計算	○	指定様式
	2-2-4	エネルギー使用量の原油換算表		○	指定様式	
	2-3	所要資金計画(参考見積書添付)		○	指定様式	
	2-4	発注区分表		○	指定様式	
	2-5	既存設備と導入設備の比較表		○	指定様式	
	2-6	仕様書案		○	指定様式	
	2-7	新設備の配置図		○	自由様式	
	2-8	旧設備の撤去範囲	○	自由様式		
	3-1	エネマネ事業	事業概要	○	ポータルより出力	
	3-2		省エネルギー計算	○	指定様式	
	3-2-4		エネルギー使用量の原油換算表	○	指定様式	
	3-3		所要資金計画(参考見積書添付)	○	指定様式	
	3-4		発注区分表	○	指定様式	
3-5	新設備の配置図		○	自由様式		
3-6	システム概要図		○	指定様式		
3-7	計測・制御対象一覧(ポイントリスト)	○	指定様式			

## 5. 交付申請～交付決定

## 5.4 提出書類一覧(2)

## ※複数年度事業・年度またぎ事業の場合に提出

「●」は全事業区分共通で提出が必要。

「○」は該当する事業区分の事業計画書の提出が必要。

「△」は複数の事業区分の組み合わせで申請の場合、総括資料となるため、提出が必要。

書類区分	文書番号	書類名称	必要書類	ポータルより出力 /指定様式 /自由様式
必要書類	4-1	事業計画総括表	●	ポータルより出力
	4-2	資金調達計画	●	ポータルより出力
	4-2-2	事業実施に関連する事項	●	ポータルより出力
	4-3	所要資金計画	△	指定様式
	4-3-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	●	指定様式
	4-3-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	●	指定様式
	4-4	発注区分表	△	指定様式
	4-5	実施計画	●	指定様式
	4-6	事業スケジュール	●	指定様式
事業区分ごとに必要書類を提出	5-1	事業計画書	○	ポータルより出力
	5-2	所要資金計画(参考見積書添付)	○	指定様式
	5-2-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	5-2-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	○	指定様式
	5-3	発注区分表	○	指定様式
	6-1	事業計画書	○	ポータルより出力
	6-2	所要資金計画(参考見積書添付)	○	指定様式
	6-2-2	補助事業に要する費用の年度別配分内訳	○	指定様式
	6-2-3	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	○	指定様式
	6-3	発注区分表	○	指定様式

## 5. 交付申請～交付決定

## 5.4 提出書類一覧(3)

「●」は全事業区分共通で提出が必要。

「○」は該当する場合のみ提出が必要。

指定/自由：指定の場合は指定のフォーマットを使用して作成し、自由の場合は説明資料を作成し、それぞれ提出すること。

No.	書類名称	必須	指定/自由	備考
添付1	会社情報	●	自由	・会社のパンフレット等を添付し「業種」「資本金」「従業員数」が確認できる該当ページに付箋を貼り、該当する箇所にマーキングすること。 ※地方公共団体は提出不要。 ・中小企業団体等(13ページ)は認可証の写しを提出のこと。
添付2	決算書	●	自由	・直近1年分の単独決算の貸借対照表等を添付すること(決算短信でも可)。 ※地方公共団体は提出不要。
添付3	株主等一覧表	○	指定	・中小企業者の場合は、添付のこと。
添付4	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書)	●	-	・発行から6か月以内のもの。写し可。 ※個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを添付のこと。 ※地方公共団体は提出不要。
添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本(全部事項証明書)	●	-	・発行から6か月以内のもの。写し可。 ※地方公共団体は提出不要。
添付6	エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠	●	自由	・事業所における2018年度のエネルギー使用量、及びエネルギーコストを一覧表にすること。 ※エネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※エネルギー管理指定工場等の場合は、2017年度定期報告書の写し等(使用状況届出書)とエネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※エネマネ事業の省エネ計算で、事業所全体ではない計測、制御範囲を設定する場合は、根拠となる資料を添付のこと。
添付7	生産量実績の確証	●	自由	・「エネルギー使用量の原油換算表」に記載した生産量実績の根拠となる資料を提出すること。 ※社内で使用している管理資料等の写しでも可。 ・エネルギー管理指定工場等の場合は、2017年度定期報告書の写しを提出すること。 ※生産量が無いビルなどの場合は延床面積を生産量の単位として代用可能。 ※集計期間は添付6と合わせる。
添付8	経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	○	指定	・該当する場合は、経営力向上計画に係る認定申請書、および認定書の写しを添付のこと。
添付9	中長期計画書の写し	○	指定	・該当する場合は、添付のこと。 ※事業者クラス分け評価制度において、2年度以上連続でS評価の場合は、最後に提出した中長期計画書を提出すること。
添付10	エネルギー集約型企業の計算書	○	指定	・該当する場合は、エネルギーコストと売上高を月ごとにまとめた一覧表を作成し、併せて計算の根拠資料を添付のこと。 ※エネルギーコストと売上高の集計期間は「添付6 エネルギー使用量実績の確証」と合わせる。 ※計算は、企業の本社単位で行う。
添付11	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	指定	・ベンチマークに該当する場合は、定期報告書を添付のこと。 (2019年度定期報告書の文案でも可)
添付12	賞上げに取り組み企業を証明する資料	○	指定	・該当する場合は、本紙と証拠書類を添付のこと。
添付13	コミッション実施の証憑	○	自由	・コミッション契約を示す資料を添付のこと。 ①性能検証報告書 ②発注者要件書 ③性能検証計画書
添付14	地域経済牽引事業計画の認定書の写し	○	指定	・該当する場合は、地域経済牽引事業計画の認定書の写しを添付のこと。
添付15	ピーク時間帯における電力使用量削減資料	○	指定	・該当する場合は、添付のこと。
添付16	エネルギー管理支援サービス契約書案	○	自由	・エネマネ事業の場合は、締結予定のサービス契約書案(約款部分を含む)を提出のこと。
添付17	補助事業の実施体制	○	指定	・共同申請の場合は、添付のこと。
添付18	対象設備に関するリース契約書(案)	○	自由	・リースの場合は、添付のこと。
添付19	対象設備に関するリース料計算書	○	自由	・リースの場合は、添付のこと。
添付20	ESCO契約書(案)	○	自由	・ESCOの場合は、添付のこと。
添付21	ESCO料金計算書	○	自由	・ESCOの場合は、添付のこと。
添付22	商業用ビル等の場合の証憑	○	自由	・申請者のエネルギー管理単位の下に、設備使用者である店子(A、B…)がいる場合は、申請者と店子(A、B…)との契約書等の写しを提出すること。
添付23	設備設置承諾書	○	指定	・申請者が店子(設置場所の所有者以外)の場合は、建築物の所有者の承諾書を添付のこと。
添付24	事業実施に関連する事項	○	指定	・該当する場合は、添付のこと。
添付25	代替燃料確保の確証	○	自由	・代替燃料を使用する場合は、添付のこと。
添付26	トッランナー機器の見積依頼仕様書(案)	○	自由	・トッランナー機器を導入する場合は、見積依頼仕様書(案)を添付のこと。 (トッランナー機器の基準値を満たす仕様となっていること)
添付27	トッランナー機器の確証	○	自由	・トッランナー機器を導入する場合は、証明できるエビデンス(表示ラベル記載カタログ、基準値記載カタログ)を添付し、該当ページに付箋を貼り、該当箇所にマーキングすること。
添付28	年度またぎ事業となる事由及びその確証	○	自由	・年度またぎ事業を実施する事由を明確に記載すること。その事由を裏付ける証憑類も添付のこと。
添付29	原単位改善計画	○	自由	・原単位改善率の申請要件で申請する場合は、要件を満たすことを示す資料を添付のこと。
添付30	大規模事業申請における原単位改善率及びベンチマーク指標の算出	○	指定	・(b)大規模事業の場合は、添付のこと。
添付31	連携省エネルギー計画認定申請書の写し	○	自由	・(c)連携事業の場合は、添付のこと。

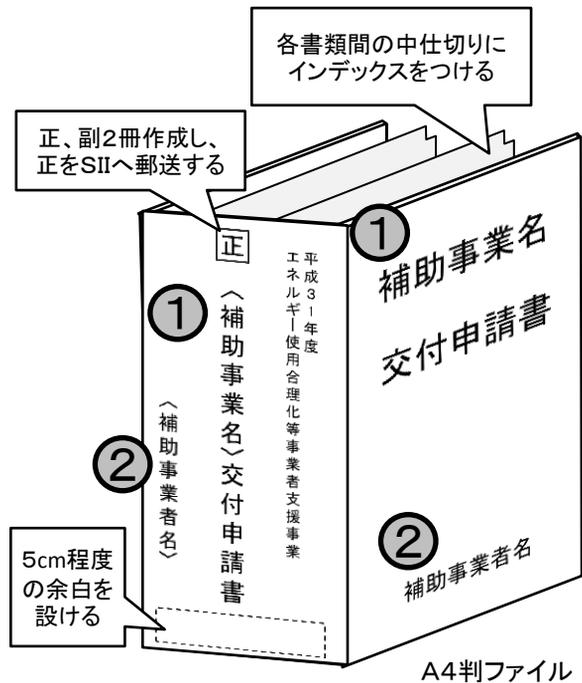
## 5. 交付申請 ~ 交付決定

## ◇ ファイルの参考例

## 【ファイルの作成方法】

指定ファイル:A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用



・ 申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ、ハードタイプ)で綴じ、表紙には下記の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 事業者名

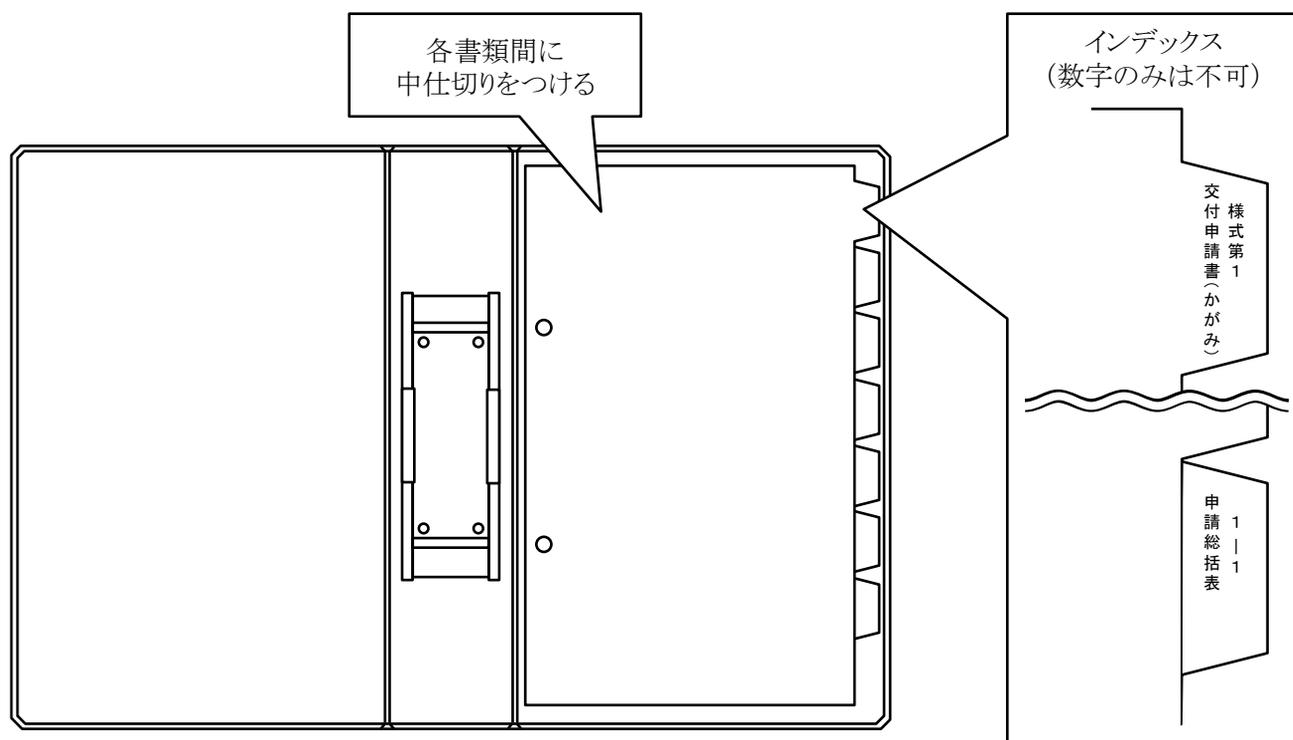
背表紙には下記の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 事業者名

- ・ ファイルは、中身の書類に応じた厚さにすること。
- ・ 全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
- ・ 袋とじは不可。
- ・ 書類のホチキス留めは不可。
- ・ 提出書類は片面印刷とすること。
- ・ **申請者は提出書類全ての写しをとって控え書類を作成して保管し、保管書類をもってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。**

## 【ファイリングの方法】

- ・ 各書類の最初には、「5.4 提出書類一覧(1)～(3)」に示す提出書類の名称を記載したインデックスつきの中仕切りを挿入すること。(書類自体にはインデックスをつけない。)
- ・ ファイルラベル・インデックスを使用する場合、A4用紙などに張りつけて使用すること。



## 5. 交付申請 ～ 交付決定

## 5.5 書類提出先と締切日

補助事業ポータルでの事業内容の入力が完了し、申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式を2019年6月28日(金)17時までに提出(必着)すること。

- ※ SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためのみ利用し、申請者の秘密は保持する。
- ※ 補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。
- ※ 申請書類は、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること(直接持ち込みは不可)。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。
- ※ 郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。
- ※ 申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。
- ※ 「I. 工場・事業場単位」と「II. 設備単位」は郵便私書箱の番号と郵送宛先が異なるため注意すること。

## 《書類提出先》

〒115-8691

赤羽郵便局私書箱14号

一般社団法人環境共創イニシアチブ  
事業第1部

「エネルギー使用合理化等事業者支援事業 I. 工場・事業場単位」

交付申請書在中

※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。

※ 郵送時は、必ず赤字で「エネルギー使用合理化等事業者支援事業 I. 工場・事業場単位 交付申請書在中」と記入のこと。

## 《お問い合わせ先》

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部  
工場・事業場単位 お問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4463

受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

ホームページ: <https://sii.or.jp/>

## 5. 交付申請 ～ 交付決定

## 5.6 交付決定前の変更等

申請を行った後、交付決定を受ける前に、以下の変更が生じた場合は、必ずSIIへ変更届等を提出すること。変更が生じた場合は、変更届等を提出する前に予めSIIに問い合わせて指示を受けること。

変更する内容	書類の名称	手続き
①代表者が変わるとき	代表者変更届	所定書類の提出
②事業者名が変わるとき	申請者変更届	
③住所が変わるとき	住所変更届	

## 5.7 審査

SIIは、補助事業の内容等について以下の項目に従って審査を行う(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)。SII内に設置した有識者で構成される外部審査委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、採択者を決定する。

## ①審査項目

- ・ 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業遂行の確実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。
- ・ 補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

## ②評価項目

- ・ 計画省エネルギー量
- ・ 計画省エネルギー率
- ・ 経費当たり計画省エネルギー量(補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量)
- ・ 中小企業者、個人事業主及び中小企業団体等(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会)の省エネルギー事業

下記項目に該当する場合には評価を行う。

- ・ 中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき認定(第14条第1項に基づく変更の認定を含む。)を受けた「経営力向上計画」に記載された省エネルギー設備導入事業
- ・ 年間エネルギー使用量が1,500kl未満の事業所であって中小企業者(みなし大企業を除く)・会社法上の会社以外の法人が実施する、中長期計画書の実効性を高めるための省エネルギー事業
- ・ 売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企業の省エネルギー事業
- ・ ベンチマーク改善に資することが認められる事業 (⇒詳細は57ページ参照)
- ・ 省エネ法定期報告書(2017・2018年度提出分)に基づく事業者クラス分け評価制度において、2年連続で優良事業者(Sクラス)を取得した者が取り組む省エネルギー事業

## 5. 交付申請 ～ 交付決定

- コミッショニング事業（⇒詳細は58ページ参照）
- 賃上げに取り組む企業が実施する省エネルギー事業（⇒詳細は59ページ参照）
- 地域未来投資促進法の規定に基づき、承認された地域経済牽引事業計画に記載された地域経済牽引事業を行う実施場所における省エネルギー事業（⇒詳細は59ページ参照）
- 電力から他の燃料や熱エネルギーへの転換又は電力使用時間のシフトにより電気需要平準化時間帯における電力使用量の削減にも資する事業
- 先進性の高い省エネルギー技術・取り組み

### ③採択方法

採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採決を行う。

なお、交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。

### ④留意事項

- 提出書類に不備・不足等がある場合、SIIから不備・不足について連絡を行う。連絡を受けた申請者は、速やかに当該不備・不足を解消すること。
- 当該不備等が解消されない場合、審査の対象外とすることがある。
- 交付決定前に既に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は対象外となるため、設備等の契約・発注は必ず交付決定後に行うこと。

## 5. 交付申請 ～ 交付決定

## 補足① 中小企業者・みなし大企業・中小企業者等・大企業について

本事業においては中小企業者、みなし大企業、中小企業者等、大企業を以下の通り定義する。

## 【中小企業者】

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に準じて、以下の通り中小企業者を定義する。

業種	下記のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 業種の類型については、日本標準産業分類第13回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて (<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei/13.pdf>) を参照のこと。

※ 資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。

※ 但し、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

- 発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業(注)が所有している中小企業者。
- 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を複数の大企業(注)が所有している中小企業者。
- 大企業(注)の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

(注) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。但し、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

## 【中小企業者等】

中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人。

## 【大企業】

中小企業者等以外の法人。

## 5. 交付申請～交付決定

## 補足② ベンチマーク改善に資することが認められる事業

以下の事業者が実施する省エネ取組は、ベンチマーク改善に資することが認められる事業とみなす。

区分	事業
1A	<b>高炉による製鉄業</b> 高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業
1B	<b>電炉による普通鋼製造業</b> 電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業(高炉による製鉄業を除く)
1C	<b>電炉による特殊鋼製造業</b> 電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品(特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品)を製造する事業(高炉による製鉄業を除く)
2	<b>電力供給業</b> 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業
3	<b>セメント製造業</b> ポルトランドセメント(JIS R 5210)、高炉セメント(JIS R 5211)、シリカセメント(JIS R 5212)、フライアッシュセメント(JIS R 5213)を製造する事業
4A	<b>洋紙製造業</b> 主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙(印刷用紙(塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く)、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙)を製造する事業(雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く)
4B	<b>板紙製造業</b> 主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙(段ボール原紙(ライナー及び中しん紙)及び紙器用板紙(白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む))を製造する事業(建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く)
5	<b>石油精製業</b> 石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第5項に定める石油精製業
6A	<b>石油化学系基礎製品製造業</b> 一貫して生産される誘導品を含む
6B	<b>ソーダ工業</b>
7	<b>コンビニエンスストア業</b> 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを営業する事業
8	<b>ホテル業</b> 旅館業法において旅館・ホテル営業を行うものとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシングルルームと22平方メートル以上のツインルーム(ダブルルーム等2人室以上の客室を含む)の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業
9	<b>百貨店業</b> 商業統計で掲げる業態分類表における百貨店業
10	<b>食料品スーパー業</b> 商業統計で掲げる業態分類表における食料品スーパーを営業する事業
11	<b>ショッピングセンター業</b> 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸事務所業又は貸店舗業に該当し、かつ次の①から③を満たす施設を営業する事業 ①小売業の店舗面積が1,500平方メートル以上であり、主たる貸店舗を除く10店舗以上の貸店舗を有する ②主たる貸店舗の面積が施設全体の8割を超える場合は、その他の小売業の店舗面積が1,500平方メートル未満である ③共用部の大部分が屋外にある施設及び地下街に該当しない
12	<b>貸事務所業</b> 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸店舗業及び貸倉庫業を除く事業
13	<b>大学</b> 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類8161に定める大学のうち文系学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が人文科学、社会科学、家政、教育又は芸術に該当)、理系学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が理学、工学、農学又は商船に該当)、医科学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が保健に該当)及びその他学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類がその他に該当)に属する施設で行う事業
14	<b>パチンコホール業</b> 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類8064に定めるパチンコホールのうちパチンコ店及びパチスロ店を営業する事業

※上記の事業内容はベンチマーク対象事業の概要を示した表のため、詳細は省エネ法で定めるベンチマーク制度に準ずる。

## 5. 交付申請～交付決定

## 補足③ コミッショニング事業

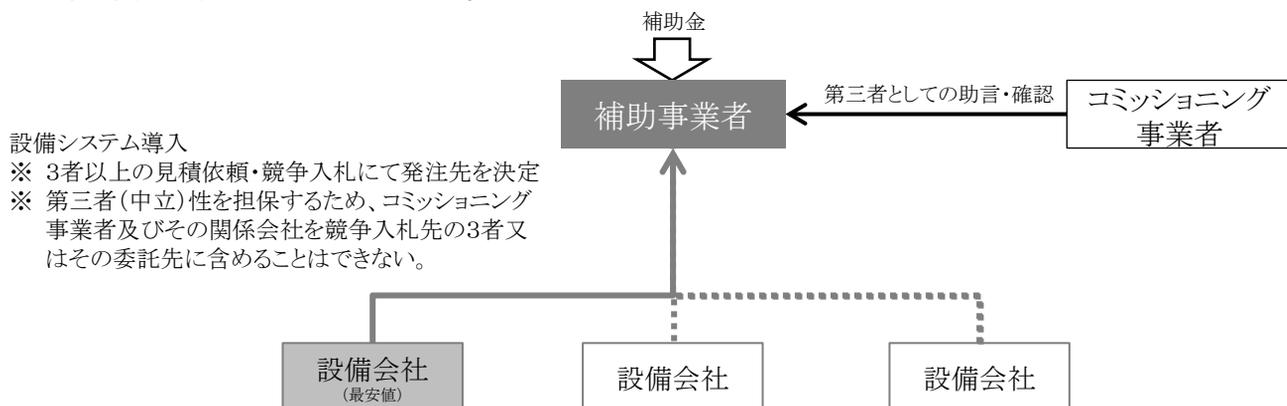
## (1) コミッショニングの概要

コミッショニング(性能検証)とは、建築物やその設備について企画から設計、施工、運用までの各段階において中立的な立場から発注者への助言や必要な確認を行い、引き渡し時には機能性能試験を実施して設備の適性な運転・保守が可能な状態であることを検証する等して、発注者の要求(省エネ、コスト削減、快適性等)どおりの品質を実現するために、設計者や工事請負者以外の第三者が実施する一連の公正な作業をいう。



## (2) コミッショニングのスキームについて

コミッショニングを建築物の改修に取り入れる場合、コミッショニング事業者は他の関係者以外の第三者の立場として助言・確認等を行いながら、発注者の要件を満たす最適な改修案となるように主導し、改修後は性能を確認する。



## (3) 提出書類

当該事業である場合は以下の書類を提出すること。

- ① 性能検証報告書(調査フェーズ)
- ② 発注者要件書(調査フェーズ)
- ③ 性能検証計画書(対策実施フェーズ)

但し、コミッショニングを実施する事業であることを確認するものとして、性能検証専門技術者(CxTE)の資格証明又は性能検証技術者(CxPE)の登録証明もしくは、コミッショニングの実施実績を求めることがある。

## (4) 留意点

- ・ コミッショニング事業者について、第三者(中立)性が担保できていないことが判明した場合には、不正とみなし、補助金を返還させる。
- ・ (ウ) エネマネ事業を活用する場合、コミッショニングを実施する事業として申請することはできない。
- ・ コミッショニングそのものに係る費用については、補助対象外とする。

## 【コミッショニングに関するお問い合わせ先】

建築設備コミッショニング協会： <http://www.bsca.or.jp/>

## 5. 交付申請 ～ 交付決定

## 補足④ 賃上げに取り組む企業

以下①から③のいずれかに該当し、かつその内容を証明する根拠書類の提出があった場合は、賃上げ等への取り組みを行っている企業とみなす。

- ① 企業による従業員向けの教育訓練費支出総額(外部研修費用、資格取得・技能検定の受験料、定時制高校や大学の授業料などに対する企業による補助総額)が給与支給総額の1%以上である企業
- ② 以下のいずれも満たす賃上げを実施している企業
  - ・2018年度の給与支給総額が、2017年度と比較して1%以上増加
  - ・2019年度の給与支給総額を2018年度と比較して増加させる計画
- ③ 2019年度の給与支給総額を2018年度と比較して1%以上増加させる計画を有し、従業員に表明している企業

※研修の実施や賃金増加の比較等の証拠書類は、源泉徴収票の写し、領収書、賃金台帳等を添付書類として提出すること。

※給与支給総額を増加させる計画の根拠書類は、企業が表明した計画の内容を、従業員の代表が署名押印をもって証明する書面でも認める。

## 補足⑤ 地域経済牽引事業

本事業では、地域未来投資促進法に基づき、事業者が策定し、都道府県知事に承認された地域経済牽引事業計画について、当該計画に記載された地域経済牽引事業を行う主な実施場所において行う省エネルギー設備の導入について、地域経済牽引事業を行う主な実施場所における省エネルギー事業として扱う。

<参考> 地域経済牽引事業計画について

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。地方公共団体が策定した基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業※計画を、都道府県知事が承認する。また、国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援。

詳細については、下記ホームページをご参照ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiikimiraitoushi.html](http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)

※地域経済牽引事業の定義(要点)

- ① 地域の特性を活かす
- ② 高い付加価値を創出
- ③ 地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業

●地域経済牽引事業に関するお問い合わせ先

<経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室>

TEL:03-3501-1587

## 5. 交付申請 ～ 交付決定

### 5.8 交付決定

SIIは採択事業者に対し、交付決定通知書の発送をもって、補助金の交付決定について通知する。  
(個別の問い合わせには応じられないので予め了承のこと。)

交付決定通知書を発送する際に、必要な手続きを記載した事務取扱説明書を案内する。交付決定後は、その説明書に従って事業を実施すること。

### 5.9 公表

交付決定後、採択結果については事業者名、エネマネ事業者名、事業概要、補助金交付決定額等をSIIのホームページ等に掲載(個人又は個人事業主を除く。)する。但し、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

(法人インフォメーション)

交付決定等の内容は、国の法人インフォメーションにおいてオープンデータとして原則公開される。

(法人番号のない者(個人、任意団体等)を除く。)

法人インフォメーション : <http://hojin-info.go.jp>



## 6. 事業の実施

---

## 6. 事業の実施

## 6.1 補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は交付決定後に行うこと。  
(交付決定前に既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはならない。)  
※ 交付決定前に既存設備の事前撤去を行わざるを得ない場合は、公募開始前の撤去ではないことの証明として、申請書番号と撮影日を記載したA3用紙と既存設備が写った写真及び撮影位置を記載した図面等を必ず用意しておくこと。
- 補助事業者は、事業の実施に当たって、3者以上の見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定すること。競争入札等によることが困難又は不適當である場合(導入設備が(特許技術を含む等の)カスタム製品であり、販売会社が1者しか存在しない場合など)を除き、原則3者以上の競争により決定すること。  
※ 3者以上の見積依頼・競争入札については、公募要領の公開日以降の発行日であれば、交付決定前の実施も有効とする。  
※ 原則、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと。(仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。)  
※ 見積依頼先に同一資本関係にある法人(関係会社等)が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得すること。

## 6.2 交付決定後の計画変更等

- 補助事業の内容を変更しようとする場合には、予めSIIの変更承認を得ること。
- 計画変更等についてSIIの承認を得ることなく、当初の事業内容と異なる事業を行っていた場合、補助金の支払いが認められない場合がある。
- 補助事業者は、補助事業の実施中に事業内容や計画を変更しようとする場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うこと。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。
- 補助事業の目的に沿わない変更等については、承認されない場合があるため、留意すること。

変更する内容	手続書類の名称	備考
① 補助事業の内容を変更したいとき	補助事業計画変更承認申請書	補助対象設備の仕様、数量、金額等を変更しようとするとき
② 事業完了が遅れると見込まれるとき	補助事業事故報告書	事前にSIIと連絡をとること
③ 代表者が変わるとき	代表者変更届	速やかにSIIへ連絡すること
④ 事業者名が変わるとき	補助事業者名変更届	
⑤ 住所が変わるとき	住所変更届	

## 6. 事業の実施

## 6.3 中間報告

補助事業者は、SIIが別に定める期日までに、以下の手続きを行うこと。

## ① 着工前写真の提出

補助事業者は、既存設備写真等の書類一式を「一般社団法人環境共創イニシアチブ」宛てに郵送すること(郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと)。

## ② 補助金振込口座の登録

補助事業者は、補助事業ポータル上で補助金振込口座の登録を行うこと。

※ 補助事業ポータルへの登録に当たっては、正確な情報を入力するよう留意すること。

## 6.4 中間検査

SIIは、必要に応じて事業期間中に現地調査を含む中間検査を行うことがある。

## 6.5 実績報告及び補助金の確定

## ① 補助事業の完了

- 補助事業者が、導入された省エネルギー設備等を検収の上、調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とする。

(複数年度事業は当該年度の支払いが完了した日。)

- 補助事業者は、原則2020年1月31日(金)までに補助事業を完了させること。

- 支払い条件は、検収翌月までに現金払い(金融機関による振込等)とすること(割賦払いや手形払い等は不可)。

※ 年度またぎ事業の事業完了日は45ページを参照。

## ② 実績報告及び補助金の確定

- 補助事業者は、事業完了日から30日以内又は2020年2月12日(水)のいずれか早い日までに、実績報告書及び補助事業の実施体制に関する資料をSIIに提出すること。

※ エネマネ事業者を活用する場合、エネマネ事業者が手続き代行をすること。

※ 補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約(但し、税込み100万円以上の取引に限る。)をしている場合については、契約先の事業者名、住所、補助事業者との契約関係、契約金額及び契約内容を記述した資料を提出すること。

- SIIは、実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知する。

※ 申請どおりの省エネルギー量等が得られないことが明らかになった場合、補助金の支払いを行わない。

実績報告時に行う省エネルギー量等の報告は、原則として1か月程度の実績データにより算出すること。

※ 申請どおりの設備が設置されていない場合、補助金の支払いを行わない。

※ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を除いた額を補助対象経費の実績額とする。

## 6. 事業の実施

### 6.6 精算払請求書及び補助金の支払い

- 補助事業者は、SIIから確定通知書を受領した後、精算払請求書をSIIに提出する。
- SIIは、補助事業者から精算払請求書を受領した後、補助事業者に補助金を交付する。

### 6.7 取得財産等の管理

- 補助事業者は、補助事業の完了後においても、本事業により取得した補助対象設備を、SIIが交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- 取得財産等を処分制限期間内に処分しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書を提出の上、予めSIIの承認を受けなければならない。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。

### 6.8 成果報告

補助事業者は、事業完了日からエネルギー使用量等のデータを取得し、成果報告として、翌年度4月～3月の省エネルギー実績を翌々年度5月末日までにSIIへ報告すること。

- ※ 成果報告時の省エネルギー量等の実績が、交付決定時の計画値に対して未達の場合や、データを取得していなかった場合は、支払い済みの補助金が返還となる場合がある。
- ※ エネマネ事業者を活用する場合は、エネマネ事業者が成果報告を代行し、省エネルギー量等の実績値を提出すること。  
エネマネ事業者は原則、補助事業完了後3年間、データ報告すること。
- ※ 交付申請時に「省エネルギー設備導入事業」の原単位改善率の効果で交付決定を受けた場合は、原則、補助事業完了後5年間、生産量及び原単位改善率の報告を行うこと。
- ※ 導入した補助対象設備などに関する使用状況や設備導入による事業効果等について、国又はSIIが調査を実施する場合、必ず協力すること。

#### <注意事項>

- 稼働条件変更や生産量増減の影響により、成果報告時の省エネルギー量の実績が計画値と合わなくなった場合は、申請時点の設備稼働条件に合わせ、補正計算を行うこと。  
※ 詳細は、交付決定後に案内する事務取扱説明書を参照のこと。

## 6. 事業の実施

### 6.9 交付決定の取消し、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 適正化法第17条第2項の規定による交付決定の取消し。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。



## 7. 資料

---

## 7. 資料

## 7.1 日本標準産業分類

大分類	中分類	分類項目名	大分類	中分類	分類項目名		
A	農業, 林業	01 農業	卸売業, 小売業 (続き)	53	建築材料, 鉱物・金属材料等 卸売業		
		02 林業			54 機械器具卸売業		
B	漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)			55 その他の卸売業		
		04 水産養殖業			56 各種商品小売業		
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	05 鉱業, 採石業, 砂利採取業			57 織物・衣服・身の回り品小売業		
					58 飲食料品小売業		
D	建設業	06 総合工事業			59 機械器具小売業		
		07 職別工事業(設備工事業を除く)			60 その他の小売業		
		08 設備工事業			61 無店舗小売業		
E	製造業	09 食料品製造業			J	金融業, 保険業	62 銀行業
		10 飲料・たばこ・飼料製造業					63 協同組織金融業
		11 繊維工業	64 貸金業, クレジットカード業等 非預金信用機関				
		12 木材・木製品製造業(家具を除く)	65 金融商品取引業, 商品先物取引業				
		13 家具・装備品製造業	66 補助的金融業等				
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業	67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)				
		15 印刷・同関連業	K	不動産業, 物品賃 貸業			68 不動産取引業
		16 化学工業			69 不動産賃貸業・管理業		
		17 石油製品・石炭製品製造業			70 物品賃貸業		
		18 プラスチック製品製造業	L	学術研究, 専門・技 術サービス業	71 学術・開発研究機関		
		19 ゴム製品製造業			72 専門サービス業(他に分類され ないもの)		
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業			73 広告業		
		21 窯業・土石製品製造業			74 技術サービス業(他に分類され ないもの)		
		22 鉄鋼業			M	宿泊業, 飲食サー ビス業	75 宿泊業
		23 非鉄金属製造業					76 飲食店
		24 金属製品製造業			N	生活関連サービス 業, 娯楽業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
		25 はん用機械器具製造業	78 洗濯・理容・美容・浴場業				
		26 生産用機械器具製造業	79 その他の生活関連サービス業				
		27 業務用機械器具製造業	80 娯楽業				
		28 電子部品・デバイス・電子回路 製造業	O	教育, 学習支援業	81 学校教育		
		29 電気機械器具製造業			82 その他の教育, 学習支援業		
		F	電気・ガス・熱供 給・水道業	33 電気業	P	医療, 福祉	83 医療業
				34 ガス業			84 保健衛生
				35 熱供給業			85 社会保険・社会福祉・介護事業
				36 水道業	Q	複合サービス事業	86 郵便局
		G	情報通信業	37 通信業			87 協同組合(他に分類されないもの)
				38 放送業	R	サービス業(他に 分類されないもの)	88 廃棄物処理業
				39 情報サービス業			89 自動車整備業
				40 インターネット附随サービス業			90 機械等修理業
				41 映像・音声・文字情報制作業			91 職業紹介・労働者派遣業
		H	運輸業, 郵便業	42 鉄道業			92 その他の事業サービス業
				43 道路旅客運送業			93 政治・経済・文化団体
44 道路貨物運送業	94 宗教						
45 水運業	95 その他のサービス業						
46 航空運輸業	96 外国公務						
47 倉庫業	S			公務(他に分類さ れるものを除く)			97 国家公務
48 運輸に附随するサービス業					98 地方公務		
I	卸売業, 小売業	49 郵便業(信書便事業を含む)	T	分類不能の産業	99 分類不能の産業		
		50 各種商品卸売業					
		51 繊維・衣服等卸売業					
		52 飲食料品卸売業					

## 7. 資料

## 7.2 トップランナー制度対象機器

トップランナー制度対象機器で●印の品目は、基準エネルギー消費効率を満たすこと。基準エネルギー消費効率については、資源エネルギー庁のホームページを参照のこと。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/summary/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/)

No.	トップランナー対象品目	合理化補助対象設備(例)		トップランナー基準適用有無	
				業務用	家庭用
1	エアコンディショナー	電気式パッケージ エアコン	空冷式	●	●
			水冷式	-	-
			寒冷地仕様	-	-
		ガスヒートポンプエアコン	-	-	
		チリングユニット	-	-	
		吸収式冷凍機	-	-	
		ターボ冷凍機	-	-	
チラー	-	-			
2	照明器具 (安定器又は制御装置を有するもの)	電球形蛍光ランプ	●	●	
		蛍光灯器具	●	●	
3	電球	電球形LEDランプ	●	●	
4	テレビジョン受信機	テレビ		●	
5	複写機	複写機		●	
6	電子計算機	パソコン		●	
7	磁気ディスク装置	磁気ディスク		●	
8	乗用自動車	乗用車		●	
9	貨物自動車	貨物車		●	
10	ビデオテープレコーダー	ビデオ		●	
11	電気冷蔵庫	電気冷蔵庫	●	●	
12	電気冷凍庫	電気冷凍庫	●	●	
13	ストーブ	ストーブ		●	
14	ガス調理機器	ガス調理機器	-	●	
15	ガス温水機器	ガス温水機器	-	●	
16	石油温水機器	石油温水機器	-	●	
17	電気便座	電気便座		●	
18	自動販売機	自動販売機		●	
19	変圧器	変圧器		●	
20	ジャー炊飯器	ジャー炊飯器	-	●	
21	電子レンジ	電子レンジ	-	●	
22	DVDレコーダー	DVDレコーダー	-	●	
23	ルーティング機器	ルーティング機器		●	
24	スイッチング機器	スイッチング機器		●	
25	複合機	複合機		●	
26	プリンター	プリンター		●	
27	電気温水機器 (ヒートポンプ式給湯器)	電気温水機器 (ヒートポンプ式給湯器)	-	●	
28	交流電動機	交流電動機		● ※モーター単体の更新のみ適用対象	
29	ショーケース	ショーケース		-	
30	断熱材	断熱材		-	
31	サッシ	サッシ		-	
32	複層ガラス	複層ガラス		-	

公募に関するお問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人環境共創イニシアチブ  
エネルギー使用合理化等事業者支援事業  
工場・事業場単位 お問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4463

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

ホームページ:<https://sii.or.jp/>